

午前10時30分開会

○岩佐委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められませんので、あらかじめご了承ください。

欠席届が出ています。安全生活課長が家族介護のため、人事課長が公務のため、広報広聴課長が出張公務のため午後から、選挙管理委員会事務局長が公務出張のため、欠席です。

本日も、議案審査を予定しております。議案審査に当たりまして、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、区長にご出席いただきました。区長におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の日程をご確認ください。議案審査が1件、陳情審査が8件、地域振興部の報告事項が2件、政策経営部の報告事項が3件です。日程の順で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査です。議案第71号、区立内幸町ホール改修電気設備工事請負契約についての審査に入ります。執行機関からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 それでは、区立内幸町ホール改修電気設備工事請負契約につきまして、政策経営部資料1に基づき、ご説明をさせていただきます。

本案件は、5月29日の企画総務委員会で事前に情報提供させていただきましたが、その後、契約が不成立のため、6月27日の同委員会でご報告させていただきました。不調後、鋭意、再契約の手続を進めてまいりましたが、2回にわたる契約が不成立となり、工期も延伸する見込みのため、12月1日の予算特別委員会にて、債務負担行為のかけ替えをご承認いただき、昨日12月4日に、急施として随意契約の議案を上げさせていただいたものでございます。

これまでの契約概要を簡単にご説明させていただきます。

項番1、工事場所、項番2の工事概要につきましては、これまでの内容に変更はございませんので、ご説明を割愛させていただきます。

項番3の工事期間でございますが、これまで令和9年2月26日までのところ、令和9年4月30日まで延伸しております。このため、債務負担行為を、令和7年度、令和8年度の2年度であったところ、令和7年度から令和9年度までの3年度と変更しております。

項番4の入札結果でございますが、1回目の5月30日に開札を行ったものにつきましては、こちらに記載の2者による応札があり、1者が最低制限価格未満で失格、1者が辞退による不調でございました。次に、2回目の9月11日に開札を行った結果につきましては、こちらの記載の1者による応札があり、辞退による不調でございました。

項番5の契約方法でございますが、このように不調が続き、2回目の不調の時点で、開設時期の延伸などが見込まれたことや、公募における次期応札も不明確な状況であること、遅延につきましては、区民サービスの提供にさらなる影響を及ぼすおそれもあることなどを考慮いたしまして、議案案件ではございますけれども、随意契約を模索し、様々に業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず、本契約を請け負える見込みがきましたので、

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結させていただきたいと考えております。

次ページをご覧ください。項番6に、その契約の相手方及び予定金額を記載しております。契約の相手方は、東京都葛飾区東立石四丁目45番5号、工藤電業株式会社、代表取締役、工藤賢作、契約予定金額は1億9,129万円です。

参考に、これまでの入札参加資格要件をこちらに記載しております。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○岩佐委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の方から何か質疑ございますか。

○米田委員 これまで入札不調で大変厳しいところだったのを、併せて随意契約にすることによって、やっていただける事業者が見つかったということの報告だと思います。やむを得ないかなとは思います。

契約したことによって、これ、予定どおり工事が進むのか、大丈夫なのかというのを確認させてください。

○佐藤施設経営課長 工事のほうでございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

あと、この内幸町ホールにつきましては、機械工事のほうがまだ業者が決まっていないというような状況でございますので、そちらにつきましては、また再度、設計、積算のし直しを行い、これから発注というところでございまして、予定でございますが、令和8年第1回定例議会での議案として出させていただくという予定でございます。

○米田委員 皆さん期待されているんで、一刻も早く進めていただきたいなと思います。

今、課長からもあったように、不調が2回続いていると。ほかの工事案件も、今後こういったことが見込まれると思います。契約課としてどのように対策していくのか、最後お答えいただけますか。

○湯浅契約課長 できるだけ公告の機会というのはやはりやっていくべきだと、契約課としては考えてございます。やはり基本は入札というところでございます。しかしながら、今回のような形で、区民サービスに影響が出るですか、開設の時期が延伸されるですか、そこは所管と協議をいたしまして、どういった形が一番適切なのかというところを考えながらやっていきたいと考えてございます。

○岩佐委員長 はい。田中委員。

○田中委員 この入札結果なんですけれども、まず1回目の入札のときに最低制限価格未満ということで、1億3,400万円で以下になってしまった。2回目のときは辞退をされたということで、最終的に1億9,100万で随意契約となっているんですけれども、この1回目と2回目、1回目に入札されて、駄目で、2回目に辞退された事業者さんにもお話をされて、最終的にこちらの工藤電業株式会社さんになったという理解でよろしいでしょうか。

○湯浅契約課長 こちら、まず、1回目のときの契約につきましては、最低制限価格未満で失格ということでございましたので、理由については、ちょっと、こちら、確認はできておりません。2回目につきましては辞退ということでございましたので、確認したところ、技術者の配置が困難ということでございました。ですので、両案件とも、随意契約の

お話というのはさせていただくような状況ではなかったため、別な事業者の方に確認をさせていただいたところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○田中委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに何かご質疑ございますか。

○はやお副委員長 まずは、入札不調が2回に及んで、それで随意という、本当にお疲れさまでした。本当に大変なことだと思っているんです。そうはいいながらも、やはり、このところ、随意契約になったということで、いま一度確認なんですが、この2回の入札不調があった、この辺のところについて、いま一度、区として、どんな原因として、そして、今回、随意契約、これは確かにおっしゃるとおり、地方自治法の施行の167条第2項のこういうことによるということなんですが、それに至るにしても、これ、読ませてもらうと、できる規定ですから、ここに至ったという意思ですね、形式的な話ではなくて、ここに至ったというところについて、もう一度、具体的に執行機関としてはどう判断されたのか、お答えいただきたい。

○湯浅契約課長 まず、価格の交渉が1回目と2回目も両方ともできなかったという状況がございましたので、それにつきましては、やはり、なかなか入札が難しいような状況があるというところを考えてございました。原因につきましても、いろいろとお話をさせていただいた中で、やはり技術者の配置が難しいというところもございました。2回目の配置ですけれども、ハ洲電業社のほうが辞退という形でしたけれど、その前の9月に、練成中学の電気工事で入札をして、落札しております、こういったことから、時間をかけていても、できる事業者がどんどん少なくなってくるというような見込みがあるというよう判断いたしまして、今回、随意契約という形を取らせていただいたところでございます。

○はやお副委員長 分かりました。そういう非常に厳しい状況の中で、苦渋の選択をしながら、随意のほうに移行したというのは、今の答弁で分かりました。あと、この随意契約の契約予定価格が1億9,129万円ということになっているんですが、結局は、2回の入札の予定価格も同等な金額なんですね。今のところの話だと、間違いなく、そういうような技術者の手配ができないということだったんですけども、この辺のところ、もう一度、詳しく、入札不調になった要因ということでの金額がほとんど同じ金額なんだけれども、ここ、もう一度丁寧に説明いただきたいと思います。

○湯浅契約課長 こちらにつきましては、施設状況の特性を鑑みまして、事前公表とさせていただいておりますので、価格につきましては、既に予定価格のほうを公表しているというところがあり、こういった価格の差になっていると考えてございます。

○はやお副委員長 こここのところなんですけれども、非常に引っかかるところが、最低制限価格のところで、1回目のときに1億3,468万9,500円というところで、結局、最低制限価格——これ、最低制限価格というのは積算なんだけど、オープンにはできなかつたんだっけ。今でもできないんだっけ。あ、そうだっけ。じゃあ、この辺の乖離、これ、抽象論で一般論だけど、どのぐらい乖離していたのかぐらい、金額ではなくて、これはもうちょっと話にならないよって。ただ、数字的に、バーとして今回はこれにしたのか、ちょっと、その辺のニュアンス的なところで結構ですから、お答えいただきたい。

○湯浅契約課長 最低制限価格につきましては、75%から90%の枠で決めるというこ

とで、こちら、ホームページのほうも公表をさせていただいております。ですので、事前公表している案件で、なぜ最低制限価格未満になってしまうのかというのが、ちょっと分かりかねるところはございますが、現状ですと、この辺は確認できていないところではございます。

○はやお副委員長 じゃあ、最後。

分かりました。すみません。75%から80ぐらいの数字だよという予定価格の中のその辺の公表もされているわけですね。分かりました。じゃあ、それは、当然のごとく、この辺のところについての予測ができる、そういうことからしたときに、このところについては、しっかりと数字で切ったということについては理解できましたので。

以上で、ありがとうございます。

○岩佐委員長 はい。

ほかに質疑よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第71号、区立内幸町ホール改修電気設備工事請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第71号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第71号の審査を終わり、日程1、議案審査を終了いたします。

区長退席のため、休憩します。

区長、ありがとうございます。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、次に、日程2、陳情審査に入ります。

まず、企画総務委員会新たに送付7-34、35、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情が送付されました。お手元に陳情書の写しをお配りいたしましたので、ご確認ください。

陳情書の朗読は省略いたします。

2件の陳情は関連するため、一括して審査したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、本2件の陳情について、執行機関から情報提供等がありましたら、お願いいいたします。

○齊藤税務課長 説明は特にございません。

○岩佐委員長 はい。それでは、委員の皆さんから執行機関に確認したい事項はござりますか。

特にないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、この本件の陳情ですが、過去に委員会にも送付されていました、陳情の趣旨に沿って、委員会提出議案として意見書を提出しております。今回も同様に、意見書を提出することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、一旦休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時47分再開

○岩佐委員長 それでは、委員会を再開いたします。

お手元に、休憩中に正副委員長で作成いたしました意見書（案）を配付いたしました。案文の朗読は省略いたします。

こちらの内容でよろしければ、「（案）」を取って、当委員会の提出議案として、本会議に上程したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、送付7-34及び35、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情の審査を終了いたします。

続けて、新たに送付されました陳情、送付7-38、旧永田町小学校校舎の解体中止および保存・活用を求める陳情書、送付7-39、永田町小学校解体を決定する前に、保存活用と解体を比較する調査を求める陳情、送付7-40、旧永田町小学校、幼稚園校舎の文化財価値に関する調査を求める陳情、送付7-41、旧永田町小学校、幼稚園校舎に付き陳情者と委員会の懇談を求める陳情ですが、継続審査中の陳情、送付7-31及び32と関連するため、6件の陳情を一括して審査することでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。

なお、陳情者からの希望により、送付7-32の参考資料につきましては、委員・理事者限りの資料、また、送付7-39、40は、委員・理事者のみの陳情者の氏名・住所を公開しておりますので、取扱いにはご注意ください。

本陳情について、執行機関から情報提供等がありましたら、お願いいいたします。

○小林財産管理担当課長 今回、新たに送付されました陳情3件、送付7-38、39及び40、こちらの3件に関しましては、いずれも、前回の陳情審査2件と同内容の陳情趣旨かと思いますので、前回のご説明以上に新たな情報提供はございません。

なお、前回の陳情審査におきまして、文化財に関する資料と様々な数値に関する資料について、資料要求を頂きましたので、ご用意させていただきました。

参考資料1-1、参考資料1-2になります。資料について少しご説明させていただきますと、参考資料1-1に関しましては、文化財の体系図になります。国の文化財にはなりますが、都も区も、一番左側、大分類の項目については同様の区分となっており、建物

は有形文化財に分類されるかと思われます。

参考資料1－2につきましては、前回の陳情審査で質疑等があった旧永田町小学校に関する土地の価格や各経費に関する資料になります。

まず、土地の価格ですが、鑑定評価など実施しておりませんので、市場価格というのをお示しできませんが、区の公有財産台帳に記載の路線価等から算出した金額となります。

次に、現状のまま、10年間、現状の維持管理を継続した場合の経費ですが、過去3年間の維持管理に係る経費の平均額から推計したものとなります。もちろん老朽化等に伴う劣化、そういうものが生じれば、さらに経費はかかるかと思いますが、過去の平均値から推計した金額ということで、ご理解いただければと思います。

次の耐震改修した場合の経費と現建物を改修した場合の経費につきましては、前回の委員会でもご説明いたしましたが、あくまでも他の工事実績といったものを参考にして、少々無理やり試算したものになりますけれども、算出した金額となっております。

最後に、建物の解体経費ですが、面積に想定解体経費を掛けて算出した経費となっております。

私からの補足説明は以上となります。

○岩佐委員長 はい。情報提供いただきました。

委員の皆さんから、執行機関に確認したい事項はございますか。

○米田委員 前回もお伺いさせてもらったんですけど、区では、ふじみこどもひろばとか、子ども施設とか福祉施設、民間から借りていると伺っております。こうした施設の年間賃料、そして、これまでどれくらい賃料がかかったかというのは、お示しいただけますか。

○小林財産管理担当課長 ただいまご指摘いただいたように、例えば、子どもの遊び場としては、国から国有財産を暫定的に賃借いたしまして、ふじみこどもひろばとして使っている例があります。また、この本庁舎、あるいは保健所、あるいは児童・家庭支援センターなど、狭隘対策として、千代田会館、その他の民間ビル、こういったものを借り受けている実績がございます。ほかにも幾つか民間ビルを借りている例もあります。

経費の支出状況ということですけれども、概算にはなりますけれども、先ほどのふじみこどもひろばに関しては、3,000平米程度の土地の賃借で、うち2,700平米は土日のみの賃借というふうに限られたものになりますけれども、年間で約5,600万円程度。この間、10年間程度賃借しているので、累計ですと5億6,000万円程度の経費ですね。あと、例えば民間ビルでは、先ほどお話しした千代田会館ですかね。こちらのほうは、本庁舎と保健所の事務所スペースとして、今、活用しているところですけれども、1,000平米程度のワンフロアを賃借しているところで、年間賃料が7,900万円程度、更新の可能性はもちろんあるんですけども、現時点で、令和8年度末まで契約していますので、この間、6年間で累計がおよそ4億7,000万円程度ですかね。他の民間ビルでも、数百平米から1,000平米程度の面積を賃借しておりまして、年間数千万円程度の賃料がかかっているものもありますので、五、六年程度賃借したとしても、1か所当たり億単位の賃借料を実際に支払っているというような状況がございます。

○米田委員 こどもひろばとかは、子どもが有効に使っているんで、これは否定しないんですけど、そのほかのところも否定しないんですけど、それぐらい費用がかかっていると。何十億ということが分かりました。

旧永田小学校の敷地を仮に有効に使えていれば、こういった借上げ費用は発生しなかった可能性もあると思うんですけど、そういったところの考えはどうでしょうか。

○小林財産管理担当課長 旧永田町小学校が使えなかった場合の機会損失という点で言いますと、今回の旧永田町小学校のように使えるのに使えないような場所がある一方で、例えば、先ほどのふじみこどもひろばのように、高額の賃料を払って、国から借りて、遊び場にしているという課題というものは、実際に生じているところです。原資となるものは、区民の皆さんから頂いている税金になりますので、こうした状況は改善したいというふうに考えておりまし、今後こういった状況を増やしてはいけないというふうにも考えていくところです。

こうした使える場所があるにもかかわらず、使えず、ほかの場所を賃料を支払って借りているという現状、区の財産を必ずしも有効活用できていないんではないかなと思っていますし、機会損失につながっているというご指摘はそのとおりかなというふうに考えております。

○米田委員 分かりました。

旧永田小学校と同じぐらいの広さの土地、大体4,200平米かなとは思っているんですけど、こうした土地を近隣で借りようとしたら、月額や年額、どの程度の賃料に想定されるか。また、同じ面積の土地を確保することが千代田区ではほぼできないと思います。その費用や負担リスクについての見解もお聞かせください。

○小林財産管理担当課長 今回、資料に記載させていただいたように、旧永田町小学校の土地ですけど、4,000平米程度の敷地になりますけれども、公有財産台帳上、路線価等から算出した金額ですと、184億5,918万8,535円となります。今ご指摘いただいたように、なかなか近隣に参考となるような土地がないので、土地を賃借した場合というのをお示しするのは非常に難しいところではあるんですけども、仮に建物とした場合ですけれども、あくまでも仮の試算になるんですけども、近隣の民間の床の賃料、幾つかの物件を確認したところ、一例として、月額、平米9,000円程度となりますので、現在の建物の5,000平米にこれを換算して賃料で借りるとすると、年間で5億4,000万円程度の経費がかかるという、試算ですけれども、なります。これはあくまでも仮の計算なんすけれども、旧永田町小学校の敷地、単純に敷地の建築条件、最大限活用すると、最大で約2万平米の床の建物が建つことになりますので、この床、2万平米を先ほどの賃料で計算すると、21億6,000万円程度かかるということになります。

ご指摘のように、これだけまとまった土地を本区で取得できる可能性は極めて低いというのは、繰り返しご説明させていただいているところですけれども、現実的にはほぼ不可能だというふうに考えておりますので、費用もさることながら、その点がリスクというか、課題というふうに認識しているところでございます。

○米田委員 ありがとうございます。それぐらいかかると。で、貴重な土地だと。

先ほど課長もおっしゃっていただいたように、路線価とか公有財産の土地価格を示していただいたんですけど、それ以上に評価があると思われます。今後、行政需要に対応できる土地として、どれだけこの土地が貴重なのか、区の資産戦略があるのであれば、お聞かせいただきたいんですけど。

○小林財産管理担当課長 土地の価格については、先ほど申し上げたとおりになります。

台帳に記載の額となりますので、そもそも市場での価値というのは、さらに高額になろうかなというふうに考えております。先ほどもご指摘のあった非常に土地の得難い状況の中で、こういった価値のある土地をそのままにしていくことは、先ほどの機会損失といった点にもつながりますし、資産戦略というか、財産活用の視点からすると、区としては、限りある区有地を最大限活用していきたいというふうに考えているところでございます。

○米田委員 改修費用に22億をお示しされております。この金額に含まれる工事内容、具体的にはどのようなものを予定されているか。過去に似た施設を改修されたときと比べて、費用の妥当性は、これ、22億で合っているのか。難しいところだと思うんですけど、お聞かせいただきたいんですけど。

○佐藤施設経営課長 工事関係でございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

前回の当委員会のときにでもちょっとご報告、ご説明させていただいたところでございますが、この部分の参考までにといったところで、金額のほうをお示しさせていただきましたが、旧練成中学校、新アートスクエアといったところで、全面的な改修を行っていくと。そこで、建築、電気、機械と、それぞれ業種があるんですけれども、そこの改修にかかる設計金額、その部分を参考にして算出させていただいたというところでございます。その中での、いわゆる平米単価を出してしまして、今ございます旧永田町小学校の延べ床面積に掛けて算出をさせていただいたという金額でございますので、建物の形態、レイアウト、いわゆる両方とも学校、もともと学校でございますので、間取り等も同じような状況ですので、そんなには違わないかなという感じはするところでございます。

○岩佐委員長 ちょっと申し上げると、数字は一応出していただいているんですけども、あくまで、これ、目安といいますかね、参考なので、やっぱり2億安いとか4億高いとか、そういう話ではないので、よろしくお願ひします。

米田委員。

○米田委員 はい。まあ、使用目的によってもまた上下するでしょうし、どういった工事をするかによっても変わってくるかと思います。耐震工事するといえば、大型な重機が入ってくる可能性もあると思います。そういう場合に、工事のルート、いわゆる、何といったらいいんですかね、出入りするところの工事とか、こういったところにも入ってくると思うんで、試算は難しいと思いますけど、22億というのは承知いたしました。

陳情者がおっしゃっているんですけど、例えばですけど、おもちゃ博物館、漫画博物館、国際教育の拠点、幾つかの活用案の提案がありました。これらの提案は、区として、どのように捉えているか。また、区民ニーズは、今、どのようなものがあるかというのも、お聞かせください。

○佐藤施設経営課長 すみません。工事のちょっとやり方の部分、お話がございましたので、ご説明させていただきます。

旧永田町小学校につきましては、三角形の敷地で、3方向道路があるのですけれども、いわゆる、246に面した部分が地盤面としてつながっていて、ほかの2辺については高低差があるという部分。崖地とは言わないんですけど、なっていますので、例えばですけれども、改修する場合、耐震改修する場合もそうですけれども、校庭側に大型の重機、クレーン等を入れて鉄骨を補強するとか、そんなような感じになってまいります。

旧九段中学校を改修したときも、あそこ、実は道路から入っていくときに、校舎と体育館の間、渡り廊下があつたんですね。それが重機が入れないもんですから、そこを全部壊して、そこから入っていったという部分がございます。この施設においても、改修する場合については、246沿いから入らざるを得ないというところになりますので、重機を入れるように、一部壊して、トンネル状にして、そこから重機を入れて、中で工事をすると。改修工事というか、耐震の場合はそういうような感じになってくるかなというところになります。

あと、例えばですけれども、給食室が校庭の下にあるというところがございますので、地下1階に給食室があるんですけど、そこを壊して、そこから入って、車路を造って入るとか、そういうこともあるかなと思うんですけど、どちらにしましても、今まで補強なり、改修というのは、なかなかちょっと難しいかなという、工事のやり方ですけれども、そういうようなところのものがございます。

○岩佐委員長 財産管理担当課長。

○小林財産管理担当課長 後段にありました区の施設需要、あと、陳情書にあるような需要についてですけれども、毎年実施している庁内の土地建物需要調査において、庁内の需要としては、各部から、例えば子どもの遊び場であるとか中高生の居場所であるとか、そういう子どもの施設、あとは障害者や高齢者などの福祉施設、あと、保健所の狭隘解消のための対策、産業やコミュニティに関する施設、住居関係や防災備蓄倉庫など、様々な需要が上げられているといったような状況にあります。ただ、用地の確保が非常に困難で、適となる場所がなかなか用意できることから、需要には応えられていないような状況にはございます。

また、毎年実施しております世論調査においては、公園、広場、あるいはスポーツ施設、高齢者福祉施設、そういうものをはじめ、幅広いご要望を頂いているものと認識しております。様々、ご意見、ご要望あることは認識しておりますので、施設を整備する際には、行政需要、地域の声などを踏まえて、慎重に検討していく必要があるのかなというふうにも思っているところです。

なお、陳情書にあったようなおもちゃ博物館、漫画ミュージアム、そういうの、あと、ホテルですかね、そういうものについては、庁内の需要はもちろんですけれども、区民世論調査などでも出でていませんし、そのような区民ニーズがあるということは、これまで聞いたことがないというふうに考えております。

○米田委員 工事する際に關しては、それ以外にそういう費用も見込まれるということで、さらに上乗せになるのかなと想像できます。

区民ニーズは、いわゆる公園とか広場が中心で、高齢者施設も含まれるということ、分かりました。この土地は、区内でも非常に利便性が高く、行政資産としてのポテンシャルがあります。今後10年、20年とスパンで見たときには、公共施設や行政需要に対応する貴重なストックとして、どのように位置づけているのか、改めてお聞かせください。また、現時点での方向性があれば、お聞かせください。建物を残すことによって、土地の活用が大きく制限されてしまうといった可能性についても、お聞かせください。

○小林財産管理担当課長 ご指摘のとおり、区の財産としては、これだけ大規模な区有地というものは非常に貴重で、大きなポテンシャルを持った財産だというふうに認識してお

ります。これまでに議会の皆様からもご指摘されていますし、区としても、行政需要に対応する用地の確保、こちらは喫緊の課題というふうに認識しております。今回、新たな考え方として示している留保財産といったものについても、まさにそのような課題認識からというふうに考えています。

区としては、こういった様々な状況、課題認識から財産活用といったものを考えているところですので、建物を解体して、土地の有効活用を図る必要があるというふうに認識しているところでございます。

○米田委員 様々これまで確認させていただきましたけど、これだけ陳情が出されているということは、この件に関しては、単なる施設の話ではなく、卒業生や関係者の方々にとっては、人生の一部と言える場所でもあるのかなと理解しています。教育の歴史、地域の記憶をつないできた場を失うことへの寂しさ、文化財としての価値を重んじたいというお気持ちも非常に大切な声だと受け止めております。そうした思いに対し、記念碑とかアーカイブ保存、この間もおっしゃっていただいていましたけど、映像の記録の展示など、何らかの方法で継承していくお考えはあるか。また、文化としての次の世代へ残していく方策についてありましたら、最後、お聞かせください。

○小林財産管理担当課長 区の考え方につきましては、これまでお示ししてきたとおりになります。一方でですけれども、米田委員ご指摘のように、卒業生の方だったりとか、地域の方々、関係者の方々にとっては、非常に思い入れのある建物だというふうにも、区としても十分承知しているところであると思っております。様々な区の状況、事情から建物は解体したいというふうに考えておりますけれども、今般、記録とか資料の保存方法について、広く皆様のご意見を意見照会しているといったのも、そういった思いからということはご理解いただきたいと思います。委員ご指摘のように、記念碑であるとかアーカイブ、あと、映像ですかね、などの記憶とか思い出の継承方法、様々手法あろうかと思いますので、皆様の思いを大切にしつつ、ご意見を参考にしながら、しっかりと次の世代に残していく方策といったものを検討していきたいというふうに考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○永田委員 関連で。

○岩佐委員長 はい。永田委員。

○永田委員 永田小の有効活用について、これまで長期間放置していた状態から、有効活用するために解体すると方針を示したということは受け止めていますが、今、行政需要についてお話がありましたけども、区の行政需要だけではなくて、あそこの土地柄から考えると、国であったり、あるいは民間の行政需要、そういうことも把握しておくべきだと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○小林財産管理担当課長 これまで繰り返しご答弁しているように、区にとって大変貴重な財産だというふうに考えております。まずは、区の活用を考える場所なのがな。そういう考え方もあるって、留保財産という考え方を示しているところで、優先すべきは区の財産なのかなというふうに考えております。一方で、委員ご指摘のように、他団体であったりとか、国や民間の動向、そういうものも把握しておく必要があるというふうには考えておりますので、そういう状況、まあ、現時点でも、国や東京都などとも、国有地、都有地、区有地の関係で協議する場もあったりはするんですけども、そういうところを密

にして、今後もお互いの需要などを確認していきたいというふうには考えております。

○永田委員 これまで区で活用するということが前提でありながらも、今まで、麹町中の代替校舎、建て替えで使ったり、あるいはほかの民間の学校にも貸し出したりしていたと思うんです。そうすると、そのときのいわゆる貸出しの収入というのもあるし、そういった、あるいはインターナショナルスクールがいろいろ土地を探しているということも、いろんなことがあるので、学校の今まで種地として活用してきたことを、このまま継続するということもあり得るのかなとも思いますが、その点、そういった需要というのは、今、私立も含めて、どうなんでしょうか。

○小林財産管理担当課長 直接、私のところに、そういった学校の建て替えのために、校舎や場所を使いたいといった話を聞いていることは特にないですし、そういった情報も得てはいないところではあるんですけども、民間の方々の活用なんというのも、留保財産の考え方では想定しているところではありますので、仮に、区の活用がない期間、長期にわたると、またご指摘あるところなので、短期間の活用にはなろうかと思いますけれども、そういった需要がマッチするのであれば、民間への貸付けなどにも活用していきたいと。財産活用の視点から、そういった活用もしていきたいというふうには考えております。

○永田委員 今の床面積を活用した場合、年間10億円程度収入が見込めるような試算がありましたね。ある程度の収入が見込める中で、近隣に、今、内幸町ホールの代替として、星陵会館を使っていると。あの辺は、貸ホールや貸会議室の需要というのもそれなりにあるとは思いますが、そういった、例えば、あそこを改修したことを想定した場合なんですが、貸ホール、貸会議室、そういった形で活用するというのも一つあるとは思うし、地域の方からそういうことはできないのということも意見があったもんですから、今、ちょっとお聞きしたいんですけども、貸ホール、貸会議室の活用について、お考えをお聞かせください。

○佐藤施設経営課長 ちょっと建物的な部分を簡単にご説明させていただきます。

耐震的な問題というのもあるんですけども、建物自体が建築基準法でいきますと、いわゆる小学校、学校施設という用途になっております。違う形で使う場合、当然、耐震補強とかも必要になってくるんですけども、用途の変更が必要になってくるというところになります。そうしますと、基準法にのっとった形での行政ですので計画通知の手続が必要になると。そうすると、現行の基準法が今の建物にかかるくるという、大きな問題がございます。

そこで、何かといいますと、用途によって、避難経路、消防法も当然かかる部分があるので、かなり大規模なといったところで、その中で、一つ、ちょっと大きなところでいいますと、コンクリートの強度が、この建物が昭和12年ですから、その当時はそういった基準がなかった頃なのかなと思うんですけども、現行ですと、一般的には、コンクリート強度で標準強度といいますけども、ちょっと昔と今と単位が違うんで、併せて言いますと、今、24ニュートンという、パー・ミリメートルなんですけども、いわゆる平方センチメートル当たりで言うと、240キロ以上なきゃ駄目よというのがあるんですけども、今のこの小学校については、設計基準強度が135キロで、240キロを下回っているんですね。そうしますと、建物のコンクリートコアを抜いて、潰して、強度の確認が必要になってくるとか、あとは、用途によって、荷重の、床面積に対して、平米に対して、

何キロ以上確保しなきゃいけない、そういう荷重の基準とかもあるんですね。その部分が昔のものなんで、それをクリアしていないんで、それをクリアするために、もしかすると、床を全部ぶち抜いて、新たに床を造らなければいけないとか、あるいは下に鉄骨のはりを入れて受けなきゃいけないとか、そういうものをクリアして、用途変更の手続になってくるというところになりますので、できないということではないんですけども、非常に難しいというか、時間、お金もかかるてくるというようなところが前提としてございます。

○永田委員 改修するにしても、次の活用には大変困難な状況であるということは理解しました。

ただ、あそこの行政需要の話に戻るんですけども、あそこの土地というのは非常に貴重な土地で、区の行政需要が優先とはいえ、やはり本来は国で活用するべき土地なのかなという意見も多くあって、例えば、あそこにいろんな施設って、当時は、あの辺、学校の教育需要もあったものの、今は国の土地も不足しているという中で、現在、まずは更地にして、その後、活用方法を考えるというところまでは理解しましたが、その場合、例えば今の留保財産という区の考え方の中で定期借地で貸すということは、留保財産の考え方の中に含まれているのかどうか、お答えください。

○小林財産管理担当課長 ご指摘のように、場所柄、国の機関が集まっているところですし、国会議事堂があったりとか、政党の本部が集まっていたりする、そういう地域柄ということは認識しております。千代田区にもし土地がたくさんあるような場所であれば、そういうところにも貸す余裕というのはあろうかと思っております。しかしながら、これまでご説明してきているように、千代田区というのは非常に土地が得難い。これだけまとまった土地というのは、僅か数か所というふうになっています。そういう状況を踏まえると、やはり区での活用というのをまず第一に考えるというのが、我々が考えるべきことなのかなというふうに考えております。一方で、先ほども少し触れましたし、委員ご指摘あったように、留保財産の考え方からすると、そういう活用が当面見込まれない間に關しましては、定期借地権の設定も含めてなんですけれども、貸し付けすることも想定はしております。

なので、これから検討することにはなるんですけども、必ずしも区だけで使うということではなく、検討する過程で、そういう需要があり、そういう余裕があるということであれば、貸付けなども検討することにはなろうかと思います。

○永田委員 分かりました。結構です。

○岩佐委員長 よろしいですか。

秋谷委員。

○秋谷委員 陳情の中に、委員会において懇談の場を設けてほしい——大丈夫ですか。言って大丈夫。はい。のがありますて、事務局に確認なんですけれども、委員会条例では、20条で公聴会の開催があって、22条1項、2項で、公述人の呼出し、そして、公述に及ぶ場合は、賛否ある者のバランスを取って呼ばなきゃいけないという規定があります。そして、委員のほうは、公述人に対して質疑はできるけれども、公述人のほうは、委員に対して質疑ができないと。仮に、これ、参考人で呼んだ場合も、25条の2の3項で準用しておりますので、同様かと思うんですけども、この場合、私が思うに、陳情者の委員

会においてという懇談の場を設けるというのは、委員会の中で懇談の場というのは、委員会規則——すみません、条例上できないのかなと私は考えるんですけど、その認識で正しいでしょうか。まあ、書いてあるとおりなんんですけど。

○石綿区議会事務局次長 実際に、条例の解釈については、改めて確認はしなければいけないかなというふうには思っておりますので、今、即時に、今回のケースに合わせて、こうであるというご回答、明確なご回答というのは、申し訳ありません、ちょっとお時間を要したいかなというところでありますけれども、外形的には今お伺いしたような内容でよろしいのではないかというふうに思われますが、断定まではお時間を頂くようなお話になってしまふかなと思いますんで、ご容赦ください。

○秋谷委員 まあ、時間がある時に、それはお願いいいたします。

多分、陳情者が望まれている形での懇談というのは、委員会条例上では難しいのかなという私の認識でありまして、一応、陳情審査の中で、私としては、その旨、申し述べておきたいなという点でございました。

○岩佐委員長 はい。この点については、懇談というと、休憩中の議事録がない状況でのフリートーキングみたいな形でやられることが多いので、ちょっと委員会中じゃないことに関してのご要望という……

○秋谷委員 確認です。

○岩佐委員長 受け止めとさせていただいている。ですので、一番最初、冒頭に皆様にも申し上げましたけれども、皆様のほうで、やっぱり、この質疑の中でどうしても陳情者に聞きたいことがあるとか、補足的なものかもしあればご要望を受けたいと思いますけど。そこもまたお諮りさせていただきますけれども、これは、あくまで皆様の質疑、そして陳情審査を中心に進めてまいりますので、もしそのときが来ましたら、お申し出いただければと思います。

○秋谷委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに委員の方が。質疑。

○田中委員 この、同じ千代田区の旧練成中学校、2005年に廃校になりました。こちらは、大規模改修をして、そのまま活用すると。アート施設などとして活用するという方針になっているんですけども、旧永田町小学校は解体するという決定というのは、その違いをいま一度ご説明いただけますでしょうか。

○小林財産管理担当課長 以前、前回、前々回でしたか、留保財産のところ、もしくは永田町小学校の解体の質疑の中でもあったかと思いますけれども、それぞれの財産の置かれている状況であったりとか、場所とかニーズとか様々ございますので、一概に、ここ、学校跡地、校舎がある学校跡地だから解体するとか、そういったことは特に考えているものではございません。建物の形状であったりとか、安全性とか、置かれている状況、そういったものも様々ありますので、そういったものを勘案して決定していく必要があるのかなというふうに考えておりまして、その差もあるのかなというふうに考えているところでございます。

○田中委員 ご説明ありがとうございます。

今、例に挙げられた要素、条件とか、その具体的な違いというのを、少し例を挙げてご説明いただけますか。

○小林財産管理担当課長 現在、留保財産の方針の素案というものをお示ししているんですけども、そういった中に一部記載はありますし、今後それぞれの土地に応じて、活用方針を定めていくことを考えておりますので、そういった中で、各状況に応じた活用方針というのを議論し、検討し、定めていくというふうに考えているところで、現時点で明確な基準というものはございません。

○田中委員 そうしますと、この陳情の、様々ある陳情の中で、特に皆様が懸念されていることとしては、やっぱり文化的、歴史的価値ですね、それを壊してしまっていいのかというところがあるんですけども、それも条件には入っているという。そこを検討していただいているということでよろしいでしょうか。

○小林財産管理担当課長 文化的、歴史的、建築的、そういった様々な価値というのは、それぞれの価値観があるので、なかなか数値化したりとか、判断基準として設けるのは、非常に難しいのかなというふうに思っているところでございます。これも繰り返しにはなりますけども、区といたしましては、そういった価値観を否定するつもりは一切ございませんので、そこはご理解いただきたいというふうに思っております。そういったものを判断基準に置くというのは、なかなか難しいと思いますけども、頂いたご意見ですので、そういったものも参考に、今後の方針を定める際には考慮していきたいというふうに考えております。

○田中委員 ありがとうございます。

ぜひ、積極的な考慮を今後ともお願いしたいと思いますが、あと、もう一点、先ほどご答弁の中で、定期借地という話が出ましたけれども、先日、前回のご答弁にもあったように、やはり定期借地というと、最低でも10年ということで、今日のほかの資料を見ますと、例えば軽井沢についてなんですかね、事業者さんとしては、やはり10年だとメリットがないということで、最低でも50年みたいな話が業者さんの中からは出てきてしまうということで、定期借地にしてしまうと、かなり長期になってしまいうとい懸念があり、千代田区では、実際、前回もお話ししましたけれども、旧庁舎の土地の、今、定期借地に出しているところというところもあって、結局、一旦、定期借地にしてしまうと、なかなか戻せないというか、区民が使えないというか、一定の利用に絞られてしまうというところがありまして、そこで、この土地は売却しないという方針は、以前に明確に示していただきましたけれども、定期借地もしないという方針を示していただくことは可能でしょうか。

○小林財産管理担当課長 前回、前々回から引き続き、非常に定期借地権の設定というのが、皆様、ご懸念のあるところなのかなというふうには考えているところでございます。長期の定期借地権についてになるんですけども、土地の売却のご質疑のときと同様に、区のまとまった規模の土地というのは、今後の行政需要を考えると大変貴重であるということは、繰り返し申し上げているところになります。先日お示しした留保財産の考え方、こちらにも関係するんですけども、これも繰り返しになって大変恐縮なんですが、大規模な区有地を計画的に活用していくということを考えておりますので、原則としては、区自身、区が活用することになろうかと思っています。あるいは現在も行っているんですけども、期間を定めて、暫定的に子どもの遊び場なんていうことに活用することもあるかと思います。区の本格活用、区の暫定活用、こういったものが原則になるかと思っていま

す。その上でなお一定期間活用が見込めない場合に限って、民間等への貸付けを行うことになるということは、前回もご説明したかなと考えております。

基本的に売却を考えていないのと同様に、長期間の定期借地権も想定はしていないんですけども、可能性としてあるということを、留保財産の考え方では明記しているところではあります。様々ご指摘いただいているので、前回も、これ、お話ししたかもしれません、今、留保財産の素案の段階ですので、そういったところは、しないというのはなかなか明記するのは難しいかと思うんですけども、限定的なものであるとか、注意して運用するとか、そういったことは記載して運用する際には、そういったことに留意することは気をつけていきたいというふうに考えております。

○岩佐委員長 前回、田中委員がやっぱり安易に定期借地をするなということで、これは、今、まだ素案の中で要件をしっかり明記していきますというのは前回も答弁いただいているので、引き続き、そこはご報告も頂きたいと思います。

ほかに何か質疑ございますか。

○のざわ委員 本件の陳情の中で、もう一度、ちょっと米田議員のご質問と重複すると、申し訳ないんですが、一応、大切な留保財産候補として、旧永田町小学校を選定したというところが非常にポイントになってくると思いまして、もう一度、旧永田町小学校留保財産に選定した具体的な基準ですか、ほかの区有施設と比較した量的根拠というのを、よろしくお願ひいたします。

○小林財産管理担当課長 留保財産の考え方ですけれども、暫定活用財産となっている区有地のうち、おおむね3,000平米以上の一定規模の行政需要に応えられるようなまとまった土地、こういったものを将来の施設需要に備えて、所有権を区が保有したまま計画的な運用を図っていくとする財産として定義しているところでございます。現在、留保財産の基本方針の素案の段階になるんですけども、3,000平米以上の暫定活用財産という点を踏まえると、旧永田町小学校の敷地4,000平米程度の土地になりますので、候補のうちの一つになるということになります。

○のざわ委員 ありがとうございます。

それとあと、解体の必要性という、今、議論の中で、内容、陳情の中では、耐震性も安全性に対する技術評価というお話の中で、耐震補強によりまして、安全に利用可能とされた建物、補強でなくして解体というような形の判断をされているということで、判断理由というのをどのように解体の必要性をご判断されたかというのをよろしくお願ひいたします。

○小林財産管理担当課長 今ご指摘のように、安全性とか耐震性ですかね、耐震すれば直るとか、使えるようになるとか、そういったところを否定することはないということは、これも繰り返しご説明しているところではあります。区いたしましては、これも、すみません、大変恐縮ですが、繰り返しになってしまふんですけども、本区の得難い、土地の得難い状況においては、様々な行政需要、施設需要がある中で、土地の有効活用というのは避けては通れない重要な課題だというふうに考えているところでございます。そういった観点からすると、建物を改修するとか、そういったことではなくて、建物を除却して更地にした上で、施設を建設するというのが、土地を最大限有効活用できる方策だというふうに考えておりますので、今回の結論に至ったものでございます。

○のざわ委員 ちょっと、先ほど関連で入り損ねたんですが、行政需要の備えについて、いろいろご説明ありました中で、世論調査というのがありましたが、世論調査、要は、どういうところの地域、千代田区全体なのか、この麹町・番町地域なのか、大体どれくらいの人数の方からヒアリングしたか等々、そこら辺の、もう少し世論調査の中身を教えていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 世論調査を実施している主体ではありませんので、なかなかご答弁するのが難しいところではあるんですけども、例年の世論調査の状況を踏まえると、各地域、各エリアで様々な状況あろうかと思うんですけども、おおむね総じて公園とか広場、あとはスポーツ施設、こういったものが上位に位置しているのかなと。あるいは高齢者福祉施設みたいなものも比較的上位にあるのかなというふうに思っております。幅広いご要望を頂いておりますので、そういうものを踏まえながら、活用に当たっては、そういうものを参考にしながら検討していく必要があろうかなというふうには考えているところでございます。

○のざわ委員 今のお話ですと、やはり、千代田区の相当数の人数の方からのニーズが上がっていると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○小林財産管理担当課長 なかなか全て全区民のニーズをということは難しいかなと思つてはおるところではありますけれども、毎年の世論調査で、ある程度の把握はできているのかなというふうに考えております。

あと、先ほど申し上げたように、庁内の需要調査を行っておりますので、施設の使い勝手であるとか改修要望、あるいは施設要望そのものですね、こういった区民ニーズに関しては、日々、区民の皆さんと接している各所管課の職員が把握しているものと認識しております。そういう区民の声、毎年行っている先ほどの需要調査などにも反映されているものと思っておりますし、各所管課においては、例えば高齢者の人口推計であったりとか、児童とか生徒数、そういうものの推計、施設の利用状況など、様々な指標によって、施設需要とか行政需要を測っているものというふうに認識しております。

○のざわ委員 ありがとうございます。多くの声を聞いていただいているということを承りました。

それとあと、今の現区政の中では、旧耐震建物は、超長寿命化ですか、既存ストックの利活用を方針にしていると思いますが、本校舎の解体方針は、これと整合性があるのでしょうかということに関しては、いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 技術の進展等がある中で、建物の長寿命化であったりとか利活用方法など、選択肢というのは様々増えているのではないかというふうには考えているところでございます。公共施設等総合管理計画でも、予防保全の考え方などにも触れているようなところではありますけれども、全てが一律の取扱いといったものを規定しているものではなくて、目的に応じて、必要な選択をしていくことが必要だと考えているところでございます。決して矛盾した考え方だというふうには思っているところではございません。

○のざわ委員 解体の意思決定に至るプロセスですか、今後の検討プロセスで、情報公開に関して、今後、時系列等で公開するご予定はいかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 意思決定に関しては、前回の陳情審査においても、手順・

手続ですね、そういう点でご質疑いただいたのかなというふうに思っております。意思決定に関しましては、全庁での議論を踏まえまして、首脳会議での審議を経た上で意思決定を行っているということで、通常の手順・手続を踏んでいるものというふうに認識しているところでございます。今後の活用等々に当たりましても、議会の皆様にも、こういった場でご報告させていただきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜ればというふうに思っております。

○のざわ委員 最後に、多くの住民、卒業生、専門の方から意見をお伺いになると伺っているんですが、今後、住民、卒業生、専門家等々からの意見聴取会を実施するご予定はあるのでしょうか。いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 関係者の方、卒業生の方、地域の方を含めて、現在、資料とか記録の保存方法に関しましては、意見照会を行っているところでございます。この間のご質疑も踏まえまして、あと、より多くのお声を頂きたいということで、当初の予定より1か月延ばして、意見照会も行っているところでございます。多様なご意見を頂いているところではございますけれども、頂いた意見につきましては、今後の資料や記録の保存を検討していく際の参考にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○のざわ委員 どうもありがとうございました。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 私のところは、中心には、文化財だとか、「教育と文化のまち千代田」ということで質問しちゃっていますので、そのところを確認したいと思います。

まず、私も、ちょっと、ここについての知識がないので、文化財の指定に際して、せっかく資料のほうも提示していただいたとおり、今、流れからすると、有形文化財として、建物として重要文化財、つまり、国の指定というのは、もう今のところはないということは明確になると思うんですね。そこも答えていただきたい。あと、区独自の保護対象となるのか、その辺のところのプロセス、どういうふうに意思決定されて、今の状況で判断されているのかということを、結局、あと考えられるのは、登録有形文化財として、千代田区がどうするのかということなんで、この辺のところを一つずつ潰していくかないと。いや、こここの判断はこういうことで、ならないんですよというふうにやって、陳情者にお返ししなくちゃいけませんので、そこをお答えいただきたい。

○武笠文化財担当課長 本日、文化財の体系図をお示しさせていただきました。有形文化財というのが一番左上のところにございます。建造物はこちらに入りまして、国、都道府県、区市町村、それぞれ指定することができます。その上で、国でしたら、重要文化財ですとか国宝といった指定がございます。

旧永田町小学校につきましては、現在、国のほうからの指定、登録、いずれも受けてはございません。また、これまで文化財指定する際には、区でも文化財保護審議会というのが文化財保護法に基づいて設置されておりまして、その審議を経て答申を受け、区の教育委員会が指定するという形を取っておりますけれども、そうした審議の中に乗ってきたという経緯・経過もございません。

現在の状況は、そういうところでございます。

○はやお副委員長 ということは、今のところについては、手続上、そういうことの文化

財としての千代田区の今回の登録有形文化財ということについての発議もないし、今のところはそういう動きはないと。あと、教育委員会のほうからのそういう文化財のこともないということですね、今の話ですと。

あと、これ、例えば、いやいや、それぞれ見解があつて、文化財に指定してくださいということになった場合、場合ですね、この辺のところが、もう少し詳しく聞きたいのが、明確に全庁的に首脳会議まで行っている中で、結局は、もう、ここについては留保財産ということで、もう更地にするという流れの大きな方針が立っているわけですね。この辺のところをもう少し文化財との絡みの中で、どういうふうに行政のほうは考えているのか、お答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 副委員長ご指摘のように、区の方針といたしましては、解体して更地にして活用していくということになっています。これまでご説明してきているように、区といたしましては、限りある区有地を有効活用したいと考えているところで、区といたしましては、解体を進めようとしている建物について、文化財等々を検討するということは行わない予定でございます。

○はやお副委員長 というのは、そうでしょう、全庁的にはそうでしょう。だけど、結局は、これ、文化財としてと言われたときに、言われたときに、これ、普通の文化財の、前の元区議会議長をされたところのお宅も、その所有者が認めないとできないんだよね。だから、その辺のところを聞きたいということ。

○小林財産管理担当課長 文化財については、先ほどご説明したように、国の指定の文化財、都や区の文化財などありますし、それぞれ主体はそれぞれの国、都、区となりますけれども、審査会等の審議を経て文化財に指定されると。その過程においては、所有者、今回は区の同意があつての指定というふうに聞いておりますので、先ほどご答弁したように、解体を進めようとしている建物について、文化財の申請も同意もすることは区としてはございません。

○はやお副委員長 ということは、結局は、区としての方針がもう決定されてしまつてはいる。でも、そこについては、確かにやられていくと、予算のこととか何かのことだったら僕らのほうもある程度言えるけど、方針をそういうふうに打ち出されていて、これは行政権なんですね。というとなると、文化財としては、公的なものはもう、今の段階については、認められることについては、条件的には難しいと、もう、ないということだよね、はっきり言うとね。だから、そこはそうなのかということをちゃんとお答えしていただくことと、それはまたお答えしてください。

それと、あと、もう一つは、重要なことというのは、文化財の云々かんぬん、かなり価値観のところもあると思います。でも、やっぱり、千代田区は、「教育と文化のまち千代田」ということでさせていただいていると。ここを標榜しているというところから鑑みて、今、こういうふうに出てきた、当然のごとく、「教育と文化のまち千代田」ということで訴えていただいているということで、大切にしていくこうということになって、その後ぐらいに、公道配の問題も出てきたりしているんで、こういうところから、そこが担保されているということになったとき、話が出てきたときに、この辺をどうやって整合性を取つて、今回の決断に至っているのか、そこを丁寧にもう一度説明していただきたい。

○小林財産管理担当課長 前段の文化財の指定の可能性になります。区としては、限りあ

る区有地を有効活用したいと考えていることは、繰り返しご答弁さしあげているところでございます。先ほど申し上げたとおり、解体を進めようとしている建物について、文化財の申請も同意もする予定はありません。これは、国であっても、都であっても、区であっても同様でございます。なので、いずれの文化財にも該当することはないということになりますかと思います。

文化的であったりとか歴史的であったり、あるいは建築的な価値、価値観に関しましては、様々ご意見あるということは承知しておりますので、区としてはそういう主張を否定するものではありません。何を優先するかというそれぞれの価値観ですので、ご意見をお寄せいただく方の価値観を否定はしませんけれども、区の限りある区有地を最大限有効活用したいという区の価値観の下、今回の決断に至ったものですので、ご理解を賜ればというふうに考えているところでございます。

また、後段の教育と文化のまち千代田区宣言のところ、こちらは、前回の陳情審査においても、ご議論いただいている点かな、ご質問いただいている点かなと思っております。整合性という点に関しましては、教育と文化のまち千代田区宣言に関しましては、ご承知の内容だと思いますけれども、この宣言の内容といたしましては、千代田区における教育と文化の重要性に触れておりまして、魅力のあるまちづくりのよりどころとするというふうにしているところです。その上で、文化の香りの高いまちづくりを目指すこと、あるいは郷土の文化遺産を子どもたちに伝え、次の世代の市民を育むことなどを目標に掲げており、千代田区を教育と文化のまちにする宣言としているところでございます。当然のことながら、ここでの文化の継承といったものは、単に形のあるものだけを指すにとどまらず、有形、無形を問わず、宣言の中にも記載があるような、まさに文化の香りであったりとか、生き生きとした生活環境、こういったもの、そこに込められた思いとか、記憶、記録、地域のつながり、こういったものを広く伝え、継承していくといった趣旨だというふうに認識しているところでございます。

区といたしましては、今回、まさに関係者の皆さんに資料や記録、記憶の継承に係る意見照会を行っているところでですので、そういった点を踏まえて、文化的、歴史的、建築的価値、そういったものを調査、研究いたしまして、整理、保存、さらには、次世代に伝える取組を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

こういった点を踏まえると、教育と文化のまち千代田区宣言の趣旨に反するものではない、趣旨に合致したものだというふうに考えているところでございます。

○はやお副委員長 結局は、テクニカル的にというのがいいのか、形式的には、文化財としての登録は、今のところはもうできないということなんで、そこは、まず、踏まえました。

それで、「教育と文化のまち千代田」ということの標榜している内容をやっていくということについても、一応、そちらの執行機関のほうとしては、ここを十分に考慮した上でということ、というふうに答弁を頂いたと受け止めますが——オーケーということじゃないんですよ。受け止めますが、でも、ただ、ここのところで確認をしたいのが、るる委員からも出てくるように、結局は今まで低未利用地の施設として、汚い言葉を使うと、塩漬けにしてきたわけですよ。そこで塩漬けにしてきて、留保財産ということで新しい考え方の整理をした。これは、もう、それはそれでいいと思います。そうしていかなくちゃいけな

いことですから。その次というのは何かといったら、結局はそこのモチベーションなんですよ。何で、今、ここを解体して更地にするのかというところなんです。それが何かといったら、目的である何に使うかが不明確だということなんですよ。そうすると、じゃあ、その間について、本当に耐震性の問題があって、ほかの人たちのところに、例えば、人身的な、人道的な問題が起きるということであるならば、すぐやらなくちゃいけないということも理解できる。だけど、今、そこまではなくても、使うことができないという話であるならば、そこは、やっぱり何に使うかというところの整理がどういうふうに手続・手順で庁内で確認されているかというところを、いま一つ、そこを正確に言っていただかないといけないと思っているんです。

というのは、そこをちょっと、だから、行政需要って、分かりました。行政需要でやります。世論調査もやりました。そういう中で、広場とかというのも大切です。という中に、どういうふうに、もう一度、そこを考えるのか。そして、またるる委員のほうから出てきたように、あそこのところの立地環境なんですよ。非常に国の中核、だから、それを意識することもないですよ。でも、行政需要といいながらも、そこに立てるべきこういう内容のものとかというところには十二分に配慮しながら——ごめんなさい、考慮しながら、やっていくという非常に難しいところなんですよ、あそこのところは。そこをどういうようになつた、ただ行政需要というだけでなくて、ここをこういうことにやっていくんだというところ。で、それに、あと、マッチングして、教育と文化のまちということであれば、文化関係のものというのも、本来であれば、視野的に出てくるわけですよ。例えば、生涯学習館、今回建て替えますよ。だけど、そういうふうなところで、今、建て替える間のところで、もし困るんだったら、そういうものを仮校舎で使うとか、そういうことが、本来、教育と文化のまちということになったときに、代替的にそういう発想が出てくる。で、結局は、今回の24億の改修、耐震性のことだと、建物を改修するというのは、学校一一そこ、聞きたいね、学校をベースにしたということでよろしいわけですね。

だから、そういうことからしたときに、そういうものの利用というのが、常に、最後、迷ったとき、どこに戻るかといったら、やっぱり条例であつたり、目的であつたり、狙いのところに戻るわけですよ。そこにちゃんと合致しているかというところを、もう一度、お答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 なかなかすっきりとしたご答弁できるかどうか分かりませんけれども、前回もご説明したように、既存の施設、70施設ほどあります。築年数経過したものが多く、今後の老朽化による建て替え、あるいは先ほど来申し上げているように、施設需要であつたりとか、世論調査による区民ニーズによる新たに新設する施設の将来の行政需要に備えるためには、用地の確保は重要かつ喫緊の課題というふうに考えているところでございます。学校など大規模な、かつ、一日も止めるようなことができない施設の建て替えには、代替となる用地の確保が必要となりますし、必要な用地を使えるように整備しておくということも相当の時間がかかるということもありますので、あらかじめ準備しておかなければ、対応ができないとなるというふうに考えているところでございます。

次の活用を考えるにしても、使える状態になつてない土地、こういったものを検討することは非常に困難であるというふうに考えております。これまで使える土地があるにもかかわらず使えなかったというのは、そういう理由があるからなのかなというふうにも思

っているところです。限りある区有地を最大限使えるようにしておきたいというのが、まず第一に考えているところでございます。

留保財産の候補地ということもありますので、本格活用するまでの間には、少なくとも暫定活用するということにはなろうかと思います。少なくともですね。暫定活用に際しても、庁内需要とか、区民要望を活用した上での検討になるので、この場でこうするというのはなかなか明言するのは非常に難しいんですけども、例えば、非常に要望の多い、また、区の課題でもあるボール遊びができる子どもの遊び場であったりとか、規模の大きな場所になりますので、屋根つきの屋内遊び場のようなものも、もしかしたら造れるかもしれませんし、既存施設は高経年の建物が増えていますので、建て替えとか、大規模改修の移転地としての活用、あるいは長期だと、なかなかご批判があるので、一時的な活用ということであれば、地域活性のためのイベントで使ったりとか、先ほどからご議論あるように場所も特徴的な場所でもありますし、広い敷地でもあるがゆえに様々な可能性があるんじゃないかなというふうに考えております。

また、少しご指摘のありました、安全性など人道的な課題という点に関しましては、これも申し上げたかもしれませんけれども、前面道路は緊急輸送道路に面しておりますので、同じく緊急輸送道路に面している旧外神田住宅と同様に、早期に解体する必要があるというのも一つの理由ではあるので、そういったところも考えているところではございます。

○はやお副委員長 結局は、分からぬわけではないんです。民間的であれば、私も、まず更地にしておいて、すぐ使えるようにするというのは、非常に計画的にいったら、常道なんですよ。だけど、行政ですから、その辺のところについて、慎重にも慎重に判断をしていかなくちゃいけないと。せめて目的が決まっていなくても、行政需要がこういうふうにあります。そして、この地域はこういうことです。で、もうみんながこういうふうに使いたいの、今、ホットスタンバイしているんです。だから、ちょっと整理するにしても、今後建築資材が高騰しますから、取りあえず更地にしておいて、このプライオリティーを決める間は、もしかしたら、さっき言った広場を使うかもしれないという論理立てなら、決まっていなくても、なるほどねって、分かるんですよ。でも、何にも決まっていません。

○○してくださいというとなると、そういうことなのか、結局は何かといったら、みんながもうこぞって、おみこいでいったらば、花棒を担ぎたいから、もうみんなが順番、順番で飛び込んできているような状態で、じゃあ、ちょっと整理するからってやっているのか。その辺のところもなくして、何にもないんだけど、ただ考えてみたら、一人で花棒を担いでいたというんじゃ話にならないから、そのところなんですよ。行政需要がありますといいながらも、そのどういうふうに交通整理をするために、もう、こんなに言われていますというところが、もうちょっと熱量がないと。あ、そうですか。じゃあ、予算をつくるんですかという話になると思うよ。だから、そこを、もう一つ踏み込んで、説明していただかないと。

○小林財産管理担当課長 すみません。熱量が伝えられ切れていないのが非常に残念なところではあるんですけども、最大限の熱量で答弁しているつもりではあるんですが。

○はやお副委員長 一人で花棒を担いでいるじゃない。

○小林財産管理担当課長 一人だと、ちょっと……

○はやお副委員長 つらいよな。

○小林財産管理担当課長 心もとないんですけれども、先ほど来ご説明しているように、行政需要——すみません、庁内の需要調査を毎年実施している中では、様々な需要を上げられているところでございます。子どもの遊び場、中高生の居場所、子育てに関する施設、高齢者施設、障害者施設、様々な需要を上げられているところではございます。しかも、先ほど来申し上げているように、既存施設の建て替えの周期もやってきているところで、どうやって建て替えしていったらいいんだろう、この人件費だ、工事費だが上がっている中で、早急にやらなければいけない施設をどう対応していこう。そういうものは、各所管課、所管部において様々検討し、悩んでいるところではあります。そういう中で、用地の確保ができない中で、待ってくださいという事例は多々ございます。

そういう中で、今回、新たに留保財産という考え方を示させていただいているところではございますけれども、用地の確保、土地の得難い千代田区において、土地の確保というのは喫緊の課題、重要な課題だと、区政の最大の課題と言ってしまうと、ちょっと問題があるかもしれませんけれども、それぐらいの認識でいるというのが我々の認識でございます。そういう中で、こういった土地、使えずに、先ほど機会損失のお話もありましたけれども、千代田区に使える土地があるにもかかわらず、使えない状況をこのまま放置しておいていいのかという課題もありますし、先ほど、ちょっとお話しした緊急輸送道路に面している安全性も確保できていないような建物をそのまま放置していいのかという問題もございます。そういう総合的に判断した上で、今回の結論に至ったということはご理解いただきたいというふうに考えております。

熱量が伝わったかどうか分かりませんけれども、そういう判断で、今回、区としての方針を定めさせていただきましたので、ご理解賜ればというふうに考えております。

○はやお副委員長 すみません。

私は、何かといったら、ここを使いたいという行政需要を、永田小学校ですよ、使いたいという行政需要が所管から出てきているかということなんですよ。ほかのところでもいいですよというんじゃ駄目なんですよ。そこを整理しているかということなんですよ。

例えば、和泉町のところのポンプ所。あそこのときには、どうしても、行政需要として、結局は待機児童を減らしたいというふうに、子ども部から出たんですよ。で、あそこが欲しいんだといって出てきたわけ。だから、買ったんです。だから、そこにモチベーションがないと駄目なんですよ。そこが行政需要を、もう一度、ただ〇〇したいです、〇〇したいです、と。それはぼわっとしてあるかもしれない。じゃあ、永田小を更地にしたときに、行政需要として使いたいというところがあるのかということなんですよ。そこは、ちゃんと確認しているかということなんですよ。お答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 こちらも、繰り返しになってしまって、大変恐縮なんですけれども、次の活用を考えるにしても、使える状態になっていない土地、そのままになっている土地を検討するのは非常に所管課としても困難なのではないかなというふうに考えております。これまで使える土地があったのに、ほかを借りてというのは、そういう事情があるというふうに考えているところでございます。

一方で、その土地の活用用途について需要があるかというお問い合わせですけれども、なかなか、これ、明言することは難しいんですけれども、例えばですけれども、近隣にある福祉施設であったり、その建て替えの需要ももう迫っている中では、こういった土地、

用地の確保というのは非常に喫緊の課題だと思いますし、この場所に限らずですけれども、子どもの遊び場、中高生の居場所なんていう、子育て施設、福祉施設なんていうのは、全区的な課題なのではないかなというふうに考えているところでございます。

そういう中で、用地の確保というのは喫緊の課題というのは、繰り返しご答弁さしあげているところではございますけれども、そういう中で、ここの場所に限りません。今回、留保財産の考え方を示しているんですけれども、そういう中で使える場所、用地の確保というのは、ここに限らず、全区的に行っていきたいというふうに考えているのが実際のところでございます。

○はやお副委員長 ごめんなさいね。ちょっとかみ合っていないのが、結局は、それは分かっていますよ。だけども、ここをこれだけ早めに更地にするということについて、スタンバイしなくちゃいけないよと。でも、最終的に、こういうふうにする。すぐには設計から何から時間がかかるから、じゃあ、暫定利用としては、例えば、子どもの広場というのは、暫定と本格というのはあると思います。その本格でも、結局は更地にしないと分からないじゃなくて、更地は方針で決まったんでしょう。だったら、更地にしたところで、結局は、誰か使いたいところが、行政需要は何ですかと聞くのが当たり前じゃないですか。だから、今の話が全然本末転倒なんですよ。だから、熱量がないというのは、そこになっちゃうんですよ。

だから、僕、ちょっとかみ合っていないんですよ、その話のところで。だから、そこをちゃんときっちり答えていただきたい。

○小林財産管理担当課長 大変失礼いたしました。今回、留保財産の1候補ということを申し上げているんですけれども、今後の活用に関しましては、これは前々回でしたか、留保財産の考え方をお示ししたときに、個別の活用方針を定めていきますというようなご説明さしあげたかと思いますけれども、そういう中で検討していくことにはなろうかと、正式にはなろうかと思うんですけれども、そういう候補としては、先ほど申し上げたような各施設の需要がありますので、そういう需要があるということは間違いないというふうに考えているところでございます。

○岩佐委員長 財産管理担当部長。

○夏目財産管理担当部長 今の答弁を補足させていただきます。

永田町小学校の敷地につきましては、様々な行政需要、区民ニーズ、これはあります。我々、この方針を決めるに当たって、地域の声を一部聞いた中では、いろんな具体的な用途の施設についても、要望というか、意見というか、そういうものを聞いたところです。この永田町小学校、本格的な活用というのは確かに今後検討していくわけですが、少なくとも暫定活用の需要というのは常にあります。留保財産ということの位置づけを、今後永田町小学校をそこに位置づけた場合には、少なくとも本格活用していくことが前提になりますし、本格活用にもし時間がかかるようであれば、もう暫定活用するんだというのは、それは決まる話です。ですので、今ある暫定活用の需要については、少なくとも留保財産に位置づけたときには真っ先に検討して、その中から、本格活用が先行すれば、当然、本格活用に至るわけですが、今ある喫緊の暫定活用の需要にはもう当然応えていくということになります。

緊急輸送道路の話もありましたが、区として解体する方針ですので、改修することは考

えていないです。改修しないということは、あの建物が今そのまま残る。それはやはり危険だということになります。少なくとも解体設計の期間はあのままになるわけですが、そういった長く置いておくことはできませんので、改修しないまま置いておくことはできないということで、解体のほうでしていきたいというふうに考えております。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

この時間ですので、暫時休憩いたします。

午後0時02分休憩

午後1時29分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。

欠席届が出ております。政策経営部——じゃなかった、行政管理担当部長が出張公務のため、欠席です。

委員会、休憩前に引き続いて、陳情の審査でございます。

何か質疑、ほかにございますか。

○秋谷委員 懇談に関しての陳情についてなんですけれども、通常、陳情審査において、先ほども述べたとおり、利害関係人から意見を聞く場合、条例上、公聴会において公述人として聞かなければならぬと。この際、意見の偏りを防ぐために、賛否のバランスを取って公述人を呼ばないといけないとなっております。そうしますと、委員会として、懇談をする場合も、この規定に準じて行うべきかと考えます。ただ、そうすると、今回の陳情者のご負担、そして、調整の時間などの問題が生じてきてしまうので、今回は正副委員長にお任せし、陳情者のお話を聞いていただければと思うのですけれども、その点について、いかがでしょうか。

○岩佐委員長 はい。ただいま秋谷委員のほうから、正副、私と副委員長のほうで、懇談、陳情者の方からお話を伺ってくるということでどうかということですけど、皆さん、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、私とはやお副委員長と、2人で懇談ということで、そうしますと、この送付7-41の旧永田町小学校、幼稚園校舎に付き陳情者と委員会の懇談を求める陳情ですが、こちらは私たち正副2人の懇談をもって終了ということで、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、こちらの陳情は、審査を終了いたします。

そのほかの送付7-31、32、38から40までの陳情審査の取扱いについては、いかがいたしますか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 継続で。はい、分かりました。

それでは、7-31、32、38から40までの、以上5件の陳情審査は継続することとし、日程2、陳情審査を終了いたします。

日程3、報告事項に入ります。

地域振興部（1）標準化移行に伴う証明書コンビニ交付の休止について、理事者からの説明を求めます。

○永見総合窓口課長 それでは、標準化移行に伴う証明書コンビニ交付の休止につきまして、地域振興部資料1を用いまして、ご報告をさせていただきます。

区では、区民の利便性向上及び行政の効率化を図るため、全国のコンビニエンストア等に設置されているマルチコピー機で、住民票の写し等の公的に証明書を取得できる証明書コンビニ交付サービスを、平成31年2月から開始しております。このたび、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく住民情報系システム及び戸籍システムの標準化移行作業に伴い、下記日程で、コンビニ交付を休止させていただきます。

項番1、休止をする理由でございますが、住民情報系及び戸籍システムの標準化移行作業終了後に、標準化された住民情報系及び戸籍システムと証明書発行のコンビニ交付システムを連携させ、検証する必要があるためでございます。

項番2、休止をする期間でございますが、あと、再開の日時でございます。

（1）休止期間は、令和7年12月27日土曜日から令和8年1月19日の月曜日まででございます。こちらのほうは、通常の年末年始の休止期間も含みます。そして、このマルチコピー機でございますが、区役所の2階と、あと、各出張所に設置してございます、こちらのマルチコピー機のほうも休止となります。

（2）再開日時でございます。令和8年1月20日火曜日、住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書は午前6時30分から、戸籍の証明書ですね、各種証明書は午前9時からとなります。

3番、休止に関する区民等への周知方法でございますが、本日の広報千代田（12月5日号）及び12月20日号を予定しております。また、本日、新着のほうに、区のホームページのほうを載せさせていただいております。それから、区の公式SNS、あと、この休止期間中には、マルチコピー機のほうでも、システム更新のため休止ですということがアナウンスされます。

4番、標準化移行に伴い、コンビニでの交付サービスが終了する証明書でございますが、こちらのほうは、課税・納税証明書でございます。

項番5、標準化スタートスケジュール（移行時期）でございますが、住民情報系システムは年明けの令和8年1月5日月曜日から、戸籍システムのほうは令和8年1月13日火曜日からでございます。

ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

説明が終わりました。なお、先日開催されたDX特別委員会の資料を参考資料としておつけいただきました。

それでは、委員からの質疑を受けます。

○米田委員 今、委員長おっしゃったように、DX特別委員会で標準化については確認させていただきましたんで、コンビニ交付の件について確認させていただきます。

12月27日から1月19日までと、比較的、3週間、長い期間、ストップになります。それについてですけど、これまでコンビニ交付サービスは年間でどれぐらい、月間でどれぐらいあったか、まずお聞かせください。

○永見総合窓口課長 令和6年度の実績でございますが、住民票の写しから戸籍の附票の写しまで、合わせまして5万3,803通でございます。こちらのほうは、主要施策の成

果の66ページのほうと、あと、事務事業概要の総合窓口課の160、161ページに、コンビニ交付の実績等をご紹介させていただいております。

○岩佐委員長 米田委員。

○米田委員 月間で、大体、どれぐらいかというのも、今、私、事務事業概要を持っていなかったんで、ごめんなさい。いや、委員長、いいよ。

○岩佐委員長 はい。米田委員。

○米田委員 それぐらいの件数があるということは、止めている期間も、それなりの件数の申請があったと思われます。で、今回、コンビニでできないけど、コンビニでできない間は、全て役所とか出張所の窓口対応になるのか。例えばマイナポータルができるのかというのも、併せてお聞かせいただけますか。

○永見総合窓口課長 まず、後段のマイナポータルで申請ができるのかというところでございますが、今現在、区のマイナポータルと、あと、この証明書発行のシステムが連携しておりませんので、こちらのほうは、申請はマイナポータルではできないということでございます。

それから、先ほども周知のところで触れましたが、例年より早くに休止期間をご案内して、できるだけ早めに必要な方は年内にお取りいただくというようなことを、区内の掲示板も来週からポスターを貼ってご案内をするように努めているところでございます。その休止期間は、通常の年末年始の期間も合わせてですので、標準化というところであれば、16日間というところでございまして、昨年、前年の同じ時期、昨年は1月6日から19日まではこちらを稼働しておりましたが、その14日間で2,375通というところでございます。14日でこれを割りますと、1日平均170通ぐらいの想定でございます。それらの需要の方が窓口や郵送に回るとすると、総合窓口課、あと6出張所、あと郵送というアプローチがあるということで、そうしますと、1か所当たり、1日、大体20通強の増加が想定されております。こちらのほうは、大体、令和4年度の処理件数と同程度というところで、2年前ぐらいの量なのかなというところで、その量感覚というところは予想できるのかなと思っております。

○米田委員 はい。

○永見総合窓口課長 周知に努めるとともに——あ、ごめんなさい。

○米田委員 いいですよ。いいですよ。どうぞ。

○永見総合窓口課長 失礼しました。

○米田委員 いえいえ。

○永見総合窓口課長 周知に努めるとともに、また、出張所や窓口の委託事業者さんとともにその辺も情報を共有して、お客様になるべくお待ちいただかないような形で努めさせていただきます。

○米田委員 今聞こうと思っていたんですけど。ということは、もうはしょっていただいたんで、問題なく増えた分も対応できるということでよろしいですね。

○永見総合窓口課長 標準化が新しく始まるので、その辺の操作も変わってくるところではございますが、事前に検証を重ねて、職員のほうは慣れるようにして、問題なくお客様にご迷惑がかかるないように努めてまいります。

○米田委員 問題なく対応できるということで、安心しました。

マルチコピー機にも、これ、できないときの間に貼り紙を貼るんじゃなくて、もう既にこれから貼ってもらってもいいと思うんですけど、それはもう貼ってもらえるんですか。

○永見総合窓口課長 マルチコピー機、全国にございますので、全国の自治体がそこで取得できる、自治体の証明書が取得できるということなので、千代田区だけポスターを貼るというところはなかなか難しいところです。出張所の窓口や区内の掲示板というところで、いつもは、年末年始はポスターとかを貼らないんですが、今回はポスターを貼って、周知に努めています。

○米田委員 全国のコンビニに貼れないのは、そらそうかなと思うんですけど、大体、近隣のところは貼れる、ご協力いただけるところがあれば、検討していただきたいなと思います。

ここに書いているんですけど、課税証明書と納税証明書については、これが終わるということです。DXのときにも聞いたんですけど、今日聞こうと思ったんですけど、今まで、これ、課税証明と納税証明1枚で交付できていました。これ、標準化することによって、1枚ずつになると伺いました。で、DXでは聞かなかったんですけど、これ、一枚一枚申請すると、1枚の手数料が今まで200円で済んでいたのが、2枚発行すると、2枚で400円になる可能性があると。DXすることによって、区民サービスの向上になると、本来はなっているんですけど、これ、区民サービスの向上につながっていないことになるんではないかなと思われます。すぐにできるかどうか分からないですけど、その辺の、2枚になって増える金額とか、そういうことにならないように一度検討していただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○齊藤税務課長 税証明のことについてのご質問なので、私、税務課長のほうからお答えさせていただきます。

米田委員ご指摘のとおり、今回、課税・納税証明、今、千代田区でやっている独自の、全国でもやはり証明書がばらばらになっているものだったんですけども、説明しますと、今回の標準化移行に伴いまして、全国で、課税証明は課税証明、納税証明は納税証明ということで、それぞれ決まった様式に全国で統一するということで、実際に、その目的としては、行政サービスの効率の向上とか、あとは、データの連携とか、そういうところが、ご案内のとおり、目的としてございます。ただ、一方で、各自治体でこれまでやっていた証明書、独自の証明書については、この千代田区ですと、課税・納税証明書というのは独自でやっておりました。こちらのほうが廃止になるということで間違いございません。

もう一点、こちらのほうが倍のお金がかかるということですけれども、それぞれ、ご承知のとおり、ご案内のとおり、課税証明書、納税証明書と、これからは取らなければいけないので、区の手数料条例にのっとりまして、それぞれの金額が必要になってくるというふうになります。実は、ほかの自治体でも課税・納税証明という形でやっている自治体もあれば、納税証明を取ったときに課税の分も書き込んでいる自治体も、都内には幾つかございます。余談になりますけれども、どちらの自治体も、今回の関係で、同じ形で課税は課税、納税は納税というふうになると、私の課では、ほかの自治体もそうなるということで聞き及んでおります。

今後の話なんですけれども、実際に課税証明、納税証明、それぞれ証明に関しては、手数料条例の中で、やっぱり手数料ということもあります。規則にのっとった形で、今後取

らざるを得ないというところではございます。

また、後退になるんではないかということですけれども、こちらのほう、様々、今後の標準化の中で、例えば電子自治体とかそういう中で、様々これから社会の中でいろんな検討がされていく中で、一旦はこういうふうな形になりますけれども、またいろんな議論があって、変わっていくもんではないかと私は思っておるところでございます。併せて、今回、今後については、他自治体も同じような形になっております。23区で税務課長会もございますので、ここは一つ、情報共有ということで、他の自治体の動向も注視しながら、また、国の動きというのも見ながら、これに対して新たな動きがあれば対応していきたいというふうに考えております。

以上になります。

○米田委員 これをやることによってこうなるというのは、仕方がない部分は理解しました。ただ、やっぱり負担増になることは間違いないんで、そうならないように検討していただきたいのと、しっかりと、こういうふうになりますよと。こういった決まりでこうなるというのをしっかりと区民に説明していただきたいと思いますけど、いかがですか。

○齊藤税務課長 私どもも、委員のご指摘のとおり、納税証明書、区内でも必要とする証明の中で、やっぱり部署が幾つかあります。そちらの部署には、内部で連絡をして、こういう形になるというのは、これから情報共有をさせていただきたいというのが1点。また、外部で、例えば、お金を借りるときに、その状況、状況によって必要か、必要じゃないかというのは契約の中で決まってくるものだと思っておりますけれども、そういう場合にも、例えば、ホームページ、または、今、総合窓口課長が言っていたように、各出張所の窓口等で掲示する形で、対応を進めていきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに。

○永田委員 マルチコピー機での証明書発行で、手数料が窓口より100円安くなっていると思うんですけども、そういったことも、同時に事前に周知しておかないと、トラブルの元になると思いますが、その点、どうでしょうか。

○齊藤税務課長 そうですね。マルチコピー機で100円安くなるというのは、これまでもそれぞれのホームページの中でもうたっていますし、窓口でも掲示しているところですけれども、こちらのほう、委員おっしゃるように、改めて、その際、今回のコンビニ証明の休止の際にも載せるような方向で検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○岩佐委員長 はい。

ほかにご質疑ございますか。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（1）標準化移行に伴う証明書コンビニ交付の休止についての質疑を終了いたします。

次に、（2）第5次千代田区文化芸術プラン（素案）について、理事者からの説明を求めます。

○武笠文化振興課長 では、今年度、第4次文化芸術プランの計画期間が終了するため、

第5次のプランの策定をいたします。ちょっと資料が冊子の形でお載せしておりますので、容量が多く、恐縮でございますが、地域振興部資料2をご覧ください。

このたび、文化芸術プラン推進委員会でご意見を頂きまして、素案がまとまりましたので、ご報告をいたします。

第1章の2ページ、ちょっとページを送っていただくのにお手数で恐縮でございますが、こちらの2ページに計画の位置づけがございます。本プランは、千代田区文化芸術基本条例に基づく計画であり、文化芸術を、いわゆる芸術だけではなく、伝統文化や生活様式を含む幅広いものと捉えています。計画期間は令和8年度から12年度までの5年間です。

次の3ページでは、区の文化資源について記載しております。文章になっておりますけれども、番町・麹町の文人文化、神保町の古書店、お茶の水の楽器店、秋葉原のポップカルチャー、そばや天ぷらなどの老舗、縁の豊かさなどを区の文化資源として記載いたしました。

続いての4ページからの第2章では、第4次の取組の振り返りを行っております。

少し飛びまして、13ページからが第5次プランの基本的方向性でございます。基本目標及び重点目標は、条例の目的と重点目標そのままとしまして、条例に沿った計画であることを明確にしました。

14ページ、15ページの見開きが施策の体系でございます。三つの重点目標、「保存し伝える」、「創る」、「育てる」を実現するための施策を設定し、具体的な主な事業を位置づけています。また、主な事業を実施する文化芸術拠点施設に丸をつけております。事業実施場所は、四つの施設に限定しないため、四つの施設以外で実施する事業には、丸がございませんが、ご了承いただければと思います。

続いて、16ページからは、体系に沿って実施する、それぞれの事業内容を記載しています。

なお、新規拡充としている事業については、来年度予算と関連するため、今後、変更が生じる可能性もございます。

第5次プランの特徴に、3ページで記載した区の文化資源を主な事業とつなげて記載したことが挙げられます。

16ページの伝統文化の保存・継承では、お囃子など、区民の暮らしに溶け込んだ文化も記載し、17ページの暮らしの文化継承では、区の食文化についても記載しました。

おめくりいただいて、18ページの文化芸術遺産の発信による価値向上では、お祭りについても記載し、お祭りは世代を超えた交流を生み、コミュニティを醸成する重要な要素として、その美意識や価値観の紹介と現代に活かす発信を行う旨、記載しました。

また、飛びまして、21ページでは、「まちの歴史や伝統、暮らしの文化を発見する」の中で、漫画やアニメ等コンテンツとの連携を図る旨も記載いたしました。

また、24ページの多様な主体との連携では、区内文化施設との連携について記載する中で、カザルスホールの活用に向けて、日大と協議を進める旨を記載しております。

34ページには、今回の文化芸術プラン推進委員会の名簿を記載してございます。

35ページは、策定経過となっておりまして、本日のご報告の後、1月5日から26日までパブリックコメントを実施する予定でございます。

簡単ですが、ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい、ありがとうございます。

委員からの質疑を受けます。（「なし」と呼ぶ者あり）ないですか。じゃあ、私、少しだけやってもいいですか。

今回、結構、障害のことを書かれているなと思っていたんですけども、障害者の方が障害の有無にもかかわらず、文化芸術に親しむ、これは当然のことだと思うんですけども、拠点のところで、アートスクエアのところだけに記載があるんですよね。ただ、障害に関しては、どの拠点でもしっかりとやっていただかなきゃいけないので、これを拠点として書くんではなく、これですね、28ページですね。障害の有無にかかわらず参加できる事業を展開するということをあえてここで書かれていて、そうすると、理念として、この障害というのが全体に言っていくのか、ここで一つ展開していくのか、ちょっとそこら辺をご説明いただいてもいいですか。

○武笠文化振興課長 28ページのところの記載では、アートスクエアで展開する事業について記載する中で、特に障害の有無にかかわらずということで記載をさせていただいているところでございます。今回のプラン全体の中で、推進委員会の皆様から頂いたご意見の中に、多様性ですとか共生といった言葉が多くございまして、それを踏まえての計画策定となっております。計画策定の背景と目的のところにも、障害の有無等にかかわらずという文言は入れさせていただいておりまして、決して、このアートスクエアの事業だけに関わるものではなく、文化芸術プラン全体の中で、障害の有無にかかわらず参加していくこと、文化振興が図られることというのは考えているところでございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

それと、コミュニケーター育成プログラム、これは、多分新しいプログラムなのかな。これをちょっとご説明いただいていいでしょうか。

○武笠文化振興課長 コミュニケーター育成プログラムにつきましては、新規で予定している事業でございます。予算がこれからのことにもございますので、細かいところまではなかなかご説明できないんですけども、現在、美術館などで行われているコミュニケーターとして、区民の方にご参画いただき、その方は作者と鑑賞者のかけ橋になるような、そういう取組を考えているところでございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

田中委員。

○田中委員 この文化芸術プランの審議会を何回か傍聴させていただいて、いろいろ皆様のご意見も直接伺ったんですが、その中で、意外と、ここには書かれていないスポーツセンターの中にも、和室があったりだと、文化と関係のあるものがあったりして、そこも拠点の一つとして捉えていくのかどうかというところを、また、スポーツセンターも建て替えとかがあって、どうなるかあれですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○武笠文化振興課長 こちらに記載しております四つの文化芸術拠点施設につきましては、第4次の中で、この四つを文化芸術拠点施設とすると位置づけたため、それを踏襲しまして、この四つについて記載しているところでございます。スポーツセンターにつきましても、上に生涯学習の部屋などがあることは承知してございまして、施設としての記載ではないんですけども、生涯学習・スポーツ課の人材バンク活用講座ですか、生涯学習力レッジといった事業については、この施策の中に含めているところでございますので、こ

の四つの拠点施設に限らず、様々な施設と連携した取組を行いたいと考えてございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○田中委員 はい。

○岩佐委員長 あと、すみません、もう一点、ちよだアーティストバンク。これは27ページですかね。これも新規で入っていて、本当に千代田区はたくさんアーティストの方がいらっしゃるので、あと、すごくいい取組だと思うんですけれども、アーティストだけではなくて、いわゆる活動団体、活動団体の情報というものがデジタルでつながっていないなという。例えば、千代田区に合唱団が幾つあって、どんな活動しているかとか、いわゆる、秋の合唱祭では一堂に集まるんですけれども、それ以外にどういう活動をお互いにしているかということを知り得ないということで、このデジタル化に当たって、今、既存の団体の活動の発表というか、報告とか、紹介ということも検討とかはされていたんでしょうか。

○武笠文化振興課長 それぞれの団体の活動の報告というのは、例えば九段生涯学習館ですとか、施設ごとに取り組んでいただいているところもございますので、その辺は役割分担をしながらやっていきたいということで考えているところでございます。

○岩佐委員長 すみません。それだけですと、例えば九段生涯学習館の登録団体は、九段生涯学習館が発表していたとしても、例えばオペラとか、あるいはお囃子とか、そういったキーワードで活動を見れるものがないので、スポーツなんかもそうなんですけれども、じゃあ、一体、新しく始めた人がどこに行けばいいのかとか、どこで活動していればいいのかというのが、じゃあ、お茶小に行けばいいのか、九段生涯学習館に行けばいいのか、スポーツセンターに行けばいいのか、その辺がやっぱり見てこないので、活動団体とそれぞれの活動したい人たちがつながらないというのを、そこをつなげるためのことが、まず、アーティストバンクだと思うんですけれども、そこより先に、いわゆる、既存団体の活動団体をもう少し横に情報を広く広げていくというのは、何かできないものかなと思ったので、ぜひ、どこかで検討していただければと思います。

○武笠文化振興課長 ご意見ありがとうございます。

まさにご指摘いただいたところが課題になっている部分かと思いますので、どのような形で交流を広げができるのか、お互いに欲しい情報を得られるような形ができるのか、検討してまいりたいと考えます。

○岩佐委員長 すみません。ありがとうございます。

ほかに何か文化芸術プランについての質疑、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、すみません、ちょっと待って。失礼しました。こっちでした。すみません。自分の質問に、ちょっと集中しちゃいました。（2）第5次千代田区文化芸術プラン（素案）についての質疑を終了いたします。

以上で地域振興部の報告を終わり、続いて政策経営部の報告に入ります。

政策経営部（1）旧軽井沢少年自然の家の利活用に向けたサウンディング型市場調査の実施結果について、理事者からの説明を求めます。

○小林財産管理担当課長 それでは、旧軽井沢少年自然の家の利活用に向けたサウンディング型市場調査の実施結果について、政策経営部資料2に基づきご説明させていただきます。

本件につきましては、本年4月25日の当委員会において、これまでの経緯などと併せて、今後の利活用方針の検討に当たって、民間事業者等から意見や提案を聞き取るため、サウンディング調査を行う旨をご説明させていただきました。今回、サウンディング調査を実施し、調査結果の概要をまとめましたので、実施結果をご報告させていただきます。

それでは、資料をご覧ください。

項番1、概要です。旧軽井沢少年自然の家の利活用につきましては、敷地の取得経緯や、これまで様々に検討や議論を重ねてきた結果を踏まえて、区民による利用の可能性や土地の貸付け得られる収益を区の子どもたちのための財源として活用できないかなど、区民にメリットのある土地活用策の検討が求められております。このような背景から、また、軽井沢という土地柄、あるいは用途制限が非常に厳しい場所といった状況などから、敷地の活用可能性を把握するため、民間事業者の意見や提案などを対話形式で収集し、活用方針の検討を進めるため、事業に関心を持つ民間事業者に対して、サウンディング調査を実施したものです。

項番2、本調査の対象財産の概要ですが、こちらは、旧軽井沢少年自然の家の敷地1万6,924平米の土地になります。

次に、項番3、実施スケジュールです。4月25日の当委員会でサウンディング調査を実施する旨をご説明させていただいてから、実施の準備を進め、7月4日に実施要領を公表いたしました。8月21日と22日に現地見学会を開催し、その後、応募のあった事業者に対して、10月20日から24日にかけて、サウンディング調査を実施いたしました。今回、調査結果をご報告させていただき、12月中旬に実施結果の概要を公表したいと考えております。

項番4の参加状況ですが、8月に行った現地見学会には10事業者が参加、サウンディング調査には6事業者が参加しております。

次に、項番5の実施結果の概要です。こちらは、別紙の意見の概要をご参照ください。調査を実施した6事業者からの意見の概要をまとめたものとなりますので、主な意見をご説明したいと思います。

伺った意見は大きく3項目になります。まず活用策について、次に事業スキームについて、最後にその他となっており、その中でさらに関連する項目を聞いております。

1点目の活用策については、まず、（1）立地特性や軽井沢町の魅力を活かした活用策を聞いております。各事業者からは、検討し得る活用策として、従業員用寄宿舎と駐車場、文化芸術活動の研鑽の場、タイムシェア型別荘敷地、あるいは学校・教育施設用地や別荘、宿泊施設、マンションといったような案が示されました。第一種低層住居専用地域という非常に最も厳しい用途制限が課されている場所といったこともあり、住居用途が主な活用策で、それ以外では実現できる活用策も限られるといったような印象を受けました。今後の活用方針の策定に当たっては、こうした点にも留意する必要があるというふうに考えております。

また、（2）各関係者との連携可能性においては、周辺事業者、関係団体との連携、グループ会社内での連携など、地域や関係者を巻き込んでの活用策の可能性が示されております。

（3）で活用に当たっての課題等を聞いております。先ほどもあった厳しい用途制限に関する懸念をはじめ、事業採算性や貸付期間など、実際に活用した場合に想定される諸課題が示されております。

さらに、2ページ目、（4）区民等への還元策です。こちらについてはこれまで議会の皆さんからもご意見を頂いている点かと思いますので、特にサウンディング調査項目として示しており、慎重に確認いたしました点でございます。厳しい用途制限においては、活用策が主に住居用途、居住用途となる中で、当該施設で直接的な区民の還元策の検討が難しいという意見がある一方で、例えば、軽井沢にある関連グループの各施設で、区民向けサービスが検討できるといったような提案もありました。今後活用方針を策定する際にも参考にしていきたいというふうに考えております。

次に、3ページ目、2、事業スキームにつきましては、貸付けの公募条件の設定に当たって、活用を検討する各事業者の意向を中心に確認しております。契約形態としては、普通借地権では貸主に優位な貸付けになるため、区としては、定期借地権設定契約を考えていることを示した上で、課題や懸念を聞き取りました。また、賃貸借の期間として、少なくとも25年以上、やはり長期の貸付期間を希望する事業者がほとんどということになっております。また、活用始期につきましては、準備期間を経て、二、三年後からの活用を想定している事業者が多くありました。こちらの項目につきましては、公募条件を検討する際の参考にしていきたいというふうに考えております。

最後に、4ページ目、3、その他で、事業者の選定方法の希望を確認したところ、全ての事業者が単純な価格による入札ではなく、より質の高い提案を実現するために、提案内容を踏まえた公募型プロポーザル方式を希望しております。その他、土地活用を実現するに当たって、区に対する様々な意見や要望などを頂いているところでございます。

簡単ではありますけれども、以上がサウンディング調査で、民間事業者の皆さんから頂いた意見調査結果の概要となります。今後の土地活用方針や公募条件を検討する上での参考にしていきたいというふうに考えているところでございます。

資料にお戻りいただいて、最後に項番6の今後の予定になります。

今回の調査結果や地元の行政機関、県や町との協議を踏まえまして、今後、土地活用方針を策定していきたいというふうに考えております。今年度末をめどに土地活用方針案を策定し、来年度になると思いますが、こちらは、パブコメなどを行った上で、方針として策定していきたいというふうに考えております。パブコメ実施に当たりましては当委員会にもご報告させていただき、引き続きご意見を頂きたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

簡単ではありますけれども、ご説明は以上になります。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。説明いただきました。

委員からの質疑を受けます。よろしいですか。

のざわ委員。

○のざわ委員 これ、旧軽井沢少年自然の家って、教育、何か青少年の教育向けの活用にするんで、壊すとか、そういう話じゃなかったんでしょうか。そこら辺は、何を使ってもいいのかどうかと。どういう取り壊すときの条件というのは、まず何だったのかなというのを教えてください。

○小林財産管理担当課長 これまで教育施設として使用しておりましたので、子ども部のほうで、教育財産として活用の検討を進めていたところではあるんですけども、活用の方向性が見いだせないということで、教育目的での活用は断念しているところでございます。そういう観点から、政策経営部のほう、私たちのほうで財産を引き継ぎまして、活用方針を検討しているといった状況になりますので、今後の活用に関しましては、教育目的以外にも広く活用方法を検討しているといった段階でございます。

○のざわ委員 ありがとうございます。

この土地は、これは留保財産の土地ということでよろしいでしょうか。

○小林財産管理担当課長 度々出てくる留保財産なんですかけども、基本的には区の活用に資するような、区内の土地の比較的まとまった土地について、区が本格活用もしくは暫定活用するための土地、こういったものを留保財産というふうに考えていますので、現時点ではなんですかけども、まだ留保財産のほうは素案の段階ですので、現時点では、郊外施設、こういった軽井沢であったり、箱根であったりという場所については、留保財産とする予定はございません。

○のざわ委員 前回の留保財産の定義の中で、区以外にある区の所有財産 3,000 平米以上のところに、これと強羅のところがご発言にあったような気がしたんですが、そことの整合性はいかがでしょうか。

○岩佐委員長 前回、のざわ委員がご質問、ご質疑されていて、そのときも区内に限定されますという答弁があったと思うんですけれども、もう一度答弁していただいていいですか。

○小林財産管理担当課長 すみません。そうですね。前回ご質疑、のざわ委員のほうから頂いた点なのかなというふうに認識しております。基本的には、区の活用に資するもの、区内の土地の未利用暫定活用財産を留保財産とする予定でございますので、郊外の土地については、今のところですけれども、想定はしておりません。

○岩佐委員長 のざわ委員。

○のざわ委員 そうすると、これは売却の可能性もあるということですか。

○小林財産管理担当課長 ご説明がもしかしたら必要なのかもしれませんけれども、留保財産ではないから全て売ってしまうということは一切ございません。留保財産は売却しませんという話はしているんですけれども、そういったことと、あと、こちらの旧軽井沢少年自然の家跡地につきましては、この間のご議論の中で、売却することはありませんということは、議会の皆様と執行機関側とお約束している点かと思いますので、売却する予定はございません。

○のざわ委員 そうすると、意見の概要の中の 1 の (1) の上から 2、4、6 に住宅分譲・別荘地って、これ、分譲と書いてあるんですけど、これ、何でこんな例が出てくるんですかね。

○小林財産管理担当課長 事業者さんの意向としては、そういったことがあるのかもしれませんけれども、可能性のある活用策を挙げていただいたということになりますので、必ずしもこうなるということではございません。この中から実現可能なものをご提案いただくことになります。もちろん、区としては売却する予定ございませんので、こういった案というのは採用することはないかと思います。

○のざわ委員 ここで決まった、例えばこの分譲のところもそうなんですけども、ここで決まった定期借地権の年限等がありますが、これ、例えば50年とか決まると、70年とか決まると、それがそのまま全部この留保財産の規定の中に影響してくるということですか。それともこの部分はこの部分だけでという、そういうことになるんでしょうか。

○小林財産管理担当課長 すみません。今回のサウンディング調査に関しましては、区として、どのような活用ができるかということを、民間事業者さん、活用するほうの立場の方々がどのような思いとか、提案内容とか、アイデアとか、そういったものを持っているかというのを聞き取り調査したものになりますので、この頂いたご意見、今回まとめた意見の概要のものが全て実現するということではございません。これは、あくまでも民間事業者さんがこんなことを考えていますよという聞き取り調査をした結果になります。これを踏まえまして、先ほど申し上げたように、土地活用方針案であるとか、募集要項であるとか、そういったものを今後策定していくことになりますので、そういった際には、区としての考え方をお示しして、パブコメなども実施し、議会の皆様にもご意見賜りながら進めていきたいというふうに考えております。

と、留保財産なんですけれども、この場所が留保財産にならないというご説明をしたかと思いますので、ここが、仮にですけれども、定期借地権を設定した貸付けなどを行ったといったとしても、留保財産の考え方には影響を及ぼすことはございません。

○のざわ委員 そうしましたら、ノーアイデアで何でもいいから書いてくださいという形でのご意見ということでしょうか。そもそももう売るつもりがなかったら、売りませんとか、何かそういうのを業者の方に教えていた——お伝えしたほうが何か良心的なような気もするんですけど。期待を持たせないという意味で、そういうヒアリングじゃなくて、とにかく意見を教えてくださいという、そういう感じで行うものなんですか。すみません。ちょっと初めてなんで、教えてください。

○小林財産管理担当課長 先ほども申し上げましたとおり、資料にもあるとおり、当委員会でご報告してから、7月4日に実施要領のほうを公表しております。土地の条件であったりとか目的であったりとか、こんなやり取りがあったので、今回、土地の活用を考えています、あとは、物件の状況であったりとか、そういったものは詳細に示して、意見を募集しているところでございます。お問い合わせのあった方に対しては、売る予定もありませんということもお示ししていますし、募集要項の中でも、たしか売却の予定はありませんということも、すみません、ちょっと今すぐには確実なことは言いませんが、書いてあったかと思いますので、そういうことを基に皆さんご提案いただいたかと思うんですけども、何せ、この土地、非常に用途制限の厳しい場所柄ですので、活用できるアイデアというのもなかなか限られているという事情があるかと思います。そういう中でご提案いただいているので、仮にこういったものもありますけど、いかがでしょう。そういう提案も多く含まれているということは、ご理解いただければと思います。

○のざわ委員 そうしましたら、これ、この意見に対して、いつも言っているんですけども、募集要項等々も、これから方針も決めていくということですので、ぜひ、そこに盛り込んでいただきたいのが、ここに書いてありますけど、1の（2）の上から四つ目に書いてありますけど、これから大規模開発が中軽井沢エリアで始まりますという形が書いてありますんで、これから短期的にか、中期的にかは値段が上がっていくということを考えら

れるとは思うんですが、越後湯沢みたいにすごくバブルで高値になったものも、今、ゴーストタウンのようなマンションもあると聞いて、保有者が困っているみたいなのがありますて、70年とか、70年以上の賃貸借期間って非常に危険で、太陽光の売電でも20年なんで、そこら辺は、ぜひ、長くても20年ぐらいとか、何も物すごくもうけなくても、これですと、しばらくの間、駐車場とかでも黒赤が、赤字にならないような形の運用もできるんじゃないかなと思って、そうすると、別に何も70年も貸す必要もないというような意見もあると思いますんで。

あとは、ぜひ、保有者の売却、保有、これ、前も言いましたけども、定期借地権で金融商品化になってしまって、金融商品として売却、もしくはほかの会社ごとの買収ということも考えられると思うんで、そこに対する手当というのを物すごく考えていただけるようなプロポーザルにしていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 先ほどのサウンディングの募集要項の中に、売却しない旨明記してありますので、区としては売却しないことは明示しているところでございます。

それと、再開発の予定されている、駐車場でもというお話、長期の定期借地権のお話かと思いますけれども、区内の留保財産については定借しませんよと言っておきながらなんなんですけれども、ここの郊外の旧軽井沢少年自然の家の活用に関しては、なかなか先ほど来申し上げているように、活用策というのは非常に厳しい状況でございます。基本的には、住居関係の用途に限られるのかなというふうに思っています。そういった面でいうと、事業性の観点から言うと、長期の普通借地がきっと相手方さんはいいとは思うんですけれども、区としては定期借地権というのを設定することを想定はしているところでございます。

なかなか駐車場というアイデアも出てきてはいるんですけども、あそこに駐車場を造って、どなたが活用するのかなんということも課題としてございますので、仮に、何にも活用用途が挙がらなかった場合には、維持管理費だけかけて、委員おっしゃるような赤字・黒字均衡というのはなかなか難しいような状況になってしましますので、区としては、何らかの活用したい、財産活用の観点からも何らかの活用したいというふうに考えておりますので、そういった面も含めて、今後の土地活用方針案であったり、貸付けの要綱なんていうのを考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

田中委員。

○田中委員 この調査の実施のところで、実施要項の公表が7月4日だったということなんですけれども、具体的にどのように公表して、この参加者の方々を募られたのかというのを教えていただけますか。

○小林財産管理担当課長 ホームページ等々で周知して募集をしているんですけども、内容が不動産関係のものになりますので、不動産協会の方々に協力していただいたりもして。サウンディング調査をやるのはなかなか例がないもので、集まるかどうかというのは非常に不安だったので、そういったところ、関係団体にも声をかけながら募集をしているところではございます。

○田中委員 ありがとうございます。

そうすると、もともとの、先ほどのざわ委員のほうからもお話がありましたけれども、

教育施設だったということで、教育関係団体などにもお声掛けはしたほうがよかったですんじやないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 もともと確かに教育施設ではあるんですけれども、子ども部のほうで、教育関係の施設を検討した結果、なかなかそういう施設の用途が難しいのではないかということもあって、特段、どこの団体、業態にお声掛けする、まあ、不動産関係はあったんですけども、そういうことではなくて、広く皆さんにお声掛けした、公表したという状況でございます。

○田中委員 その割に、10事業者が見学されたということは、これは想定より多かったのか、少なかったのかということと、その後、対話が2か月置いて、10月に行われているんですけども、これも見学会のときに同時にやってしまえば、10事業者からお話を聞けたのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 10事業者の評価ですけれども、先ほど申し上げたようにサウンディング調査した事例がなかったということなので、集まるかどうかというのは、正直不安なところはございました。10事業者は比較的多くご参加いただいたのかなというふうに考えております。

現地見学会と対話の同時実施ということなんですけれども、現地を見た上で、あるいは見なかった方でも、対話のほうに参加していただくようにはなっていますので、実際見たい方はどうぞというような感じなんですけれども、見ていただいて、その上でご判断いただいて、じゃあ、こういったものに活用できるかなという考える期間というか、判断する期間を取ったほうがいいかなということで、現地見学会と対話の時期をちょっと空けたということになります。

○岩佐委員長 よろしいですか。

田中委員。

○田中委員 はい、承知しました。

サウンディング調査ということで、広くご意見を、活用方法を伺うということであれば、もう少し多い事業者さんに伺っていただくのも大事じゃないかなと思いますので、引き続き、よろしくお願ひいたします。

○小林財産管理担当課長 なかなか、これ、サウンディング調査は無償で、こちらから対価を払わず提案していただいているものになるので、参加される方もなかなか限られているのかなというふうに思っています。今回関しましては、先ほど申し上げた土地活用方針であったりとか、募集要項の策定に当たっての、実際に活用を考えているような事業者さんのご意見を募集したところになりますので、今後、実際募集するに当たっては、様々確認したり、検討したりすることが必要なのかなというふうには考えているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 1点だけ。今日の報告とちょっとずれてしまうのかもしれないんですけど、この旧軽井沢の自然の家利活用というのは、これ、議会でも随分やり取りした内容なんですよ。

それで、結論で、先ほどの田中委員のお話、質問の中にもあったように、一応、教育の

ほうはちょっとないと、使いようがないということで言ったんですけど、その前に、議会のほうで、文教のほうでということなのかもしれないんですけど、どんなやり取りがあったのか、簡単でもいいですから。今さら、それだからといって、駄目だとか、いいとかと言うつもりはないんだけど、ちょっと、そのところだけ確認させていただければと思います。

○小林財産管理担当課長 たしか、公共施設の特別委員会で……

○はやお副委員長 あ、そうなの。

○小林財産管理担当課長 活用に関しては議論がなされていたのかなというふうに思います。当初、区といたしましては、改修もしくは建て替えをした上で、これまでと同じような区の学校なりの関係の方、生徒の方、児童の方に活用してもらおうというふうに考えていました、検討していたかと思うんですけれども、やはり、なかなか高額な改修経費、建築経費がかかるというのと、なかなか稼働率が見込めないということもありますて、断念に至ったものと認識しております。

○はやお副委員長 はい、分かりました。

○岩佐委員長 はい。田中委員。

○田中委員 一つお伺いし忘れたんですけれども、この調査結果の意見の概要のほうの（4）の区民等への還元策というところで、1番目のところなんですけれども、これを先ほど還元策の例として挙げられていたんですけれども、これは、民間施設を利用しないと得られないメリットというか、インセンティブということで、これが果たして区民への還元に当たるのかというのは、逆に、民間企業さんの利益に当たる、プロモーションというか、的なことになって、これを還元策に果たして入れていいのかなというところがありまして、全体的にも、なかなか区民に還元できる活用方法というのが本当に難しいんだなというのは感じしております、その中でも、なるべく多くの区民の方に還元できるような方法を考えていきたいと思います。

○小林財産管理担当課長 ご指摘のように、なかなか住居用途に限られるものなので、インセンティブ、区民、区の子どもたちに対するインセンティブを与えてください、検討してくださいということを項目として挙げたんですけども、非常に難しいということはございました。可能性としては、こういうグループ会社でのサービスの提供なんというのも挙げられたということをご紹介したところでございます。活用する事業者さんにとっては、賃料を支払った上でさらに上乗せのサービスということになるので、必ずしも必須というふうには考えていないのかもしれないんですけども、区としてはそこを重要視していますよということはご説明してきたところです。

一方で、この間の議論、区議会の皆様との議論にもありましたけれども、ここで貸し付けた賃料などを区の子どもたち、区民の皆さんに還元できる方策がないかなどということも検討してまいりますということをご答弁していますので、そういう方法で、何か還元できるようなものがないかというのは、今後、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、こちらについての質疑は大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（1）旧軽井沢少年自然の家の利活用に向けたサウンディング型市場調査の実施結果について、質疑を終了いたします。

次に、（2）区有地を含む市街地再開発事業の進捗状況について、理事者からの説明を求めます。

○小林財産管理担当課長 それでは、区有地を含む市街地再開発事業の進捗状況につきまして、政策経営部資料3に基づきご説明させていただきます。

区有地を含む再開発事業につきましては、それぞれの再開発事業の進捗状況に応じて、適宜当委員会にもご報告させていただいているところですけれども、今後各事業が進捗するに当たり、一度、現時点での進捗状況をまとめてお示しさせていただきたいと思い、今回ご報告させていただくものになります。

それでは、資料のほうをご覧ください。再開発事業ごとに事業の進捗状況、それと、区有施設の検討状況、さらに、今後の事業スケジュールをまとめております。

項番1、富士見二丁目3番地区再開発事業になります。こちらは、区有地として、旧富士見福祉会館跡地、その後の暫定活用で富士見二丁目広場があった区域になります。富士見二丁目再開発に関しましては、本年2月17日の当委員会で、再開発事業の概要と現時点での再開発ビルへの入居施設の検討状況をご報告させていただいておりますので、繰り返しになる部分が多くありますご了承ください。

まず、（1）事業の進捗状況ですが、こちらは、令和6年8月8日に再開発組合の設立と、事業計画が認可され、現在は、権利変換計画の認可申請に向けて、再開発組合と各地権者の間で協議を行っているような状況にあります。

次に、（2）区有施設の検討状況ですが、現在、再開発組合から提示された権利変換計画の内容につきまして、不動産鑑定士の意見を踏まえて確認するなどして精査しているところでございます。今後権利変換に当たっては、当委員会にもご報告させていただきたいというふうに考えております。

また、権利床として取得する予定の再開発ビルの床につきましては、庁内の需要調査を踏まえて、地域包括支援センターと学童クラブの設置を念頭に検討を進めているところでです。こちらも今後入居施設に関する検討が進み、詳細をご報告できるようになった段階で、またご報告させていただきたいというふうに考えております。

（3）今後の事業スケジュールですが、現時点では、令和7年度に権利変換計画認可、令和8年度に本体工事着工、令和11年度に建物竣工といったスケジュールとなっております。

次に、項番2、九段南一丁目地区再開発事業になります。こちらは、区有施設として、現在、九段生涯学習館と区営九段住宅がある区域になります。九段南再開発につきましては、本年4月25日の当委員会でご報告させていただいておりますが、改めてご説明させていただきます。

（1）事業の進捗状況ですが、本年、令和7年11月10日に、再開発組合の設立と事業計画が認可され、現在は、権利変換計画の認可申請に向けて、再開発組合と各地権者の間で協議が行われている状況にあります。

次に、（2）区有施設の検討状況ですが、前回ご説明したように既存の九段生涯学習館の機能更新を軸に検討しており、現在、組合から保留床の取得の可否の明示がない中では

ありますが、保留床が取得できる場合には生涯学習館と連携が見込める千代田図書館等の配置の可能性について検討しているところでございます。今後再開発組合から提示される予定の権利床と取得の可否を含めた保留床の情報を基にして、詳細な検討を進めていく予定としております。

（3）今後の事業スケジュールですが、現時点では、令和8年度に権利変換計画認可、令和10年度に工事着工、令和15年度に建物竣工といったスケジュールとなっております。

資料裏面、2ページ目になります。項番3、外神田一丁目南部地区再開発事業です。こちらは、区有施設として、旧万世橋出張所、千代田万世会館、千代田清掃事務所が区域になります。

（1）事業の進捗状況ですが、令和6年3月15日に都市計画が決定、告示され、現在は、事業性の観点も踏まえ、再開発組合の設立、事業計画の認可に向けて、検討を進めていることです。

（2）区有施設の検討状況ですが、再開発事業を通じて、機能更新する千代田清掃事務所と千代田万世会館の整備条件、要求水準について、各所管課と協議、調整を行っている状況にあります。

（3）今後の事業スケジュールですが、現時点では、令和8年度に再開発組合の設立と事業計画の認可、令和11年度に権利変換計画認可、令和12年度に工事着手といったスケジュールとなっております。

次に、項番4、神田錦町三丁目南部東地区再開発事業です。こちらは、現時点では、再開発事業の検討地区となっております。区有施設として、ちよだプラットフォームスクウェアがある区域になります。

まず、（1）進捗状況ですが、先ほど申し上げたように、当該地区は再開発事業を検討している地区になりますが、現在、再開発準備組合から事業提案があり、本年、令和7年9月に神田錦町南部地区まちづくりガイドラインが策定されております。今後事業化に向けた都市計画手続が予定されているところです。

次に、（2）区有施設の検討状況ですが、区域内にあるちよだプラットフォームスクウェアは、築年数が40年を経過していることもあり、今後予定されている再開発事業への参画を見据えて、準備組合と協議を行っております。本年8月29日開催の区有地等活用検討会では、再開発事業に参画した場合には、神田警察通りに面した土地と建物の権利と、既存のプラットフォームスクウェアと同等以上の施設規模の取得を準備組合に求めていく考え方を確認しているところです。

最後に、項番5、その他になります。上記のほか、飯田橋3-9周辺地区でも再開発事業が検討されており、現在、環境まちづくり部と協議を行っているところです。計画段階のため詳細が示されていませんので、今後進捗がありましたらご報告させていただきたいと考えております。

今回、区有地を含む各再開発事業の検討状況等、現時点での状況をご説明させていただきました。それぞれの進捗状況や今後の事業スケジュールにつきましては、組合等から示されている現時点のものですので、事業の進捗状況に応じて、変更になる可能性もございます。各事業の進捗状況や検討状況につきましては、今後の動向に応じて、引き続き、適

宜、当委員会にご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

簡単ではございますが、ご説明は以上になります。

○岩佐委員長 はい。ご説明いただきました。この件についての質疑を受けます。

○はやお副委員長 まず、私も、委員長と同じように、環境まちづくりの委員会にいたから、こういう開発の報告があったんですね。特に注視するところというのは、権利関係もありますので、区有地があるところは特に重点的に報告してくれということは言いました。それで、そうすると、環まちとの報告と別に重なってもいいんですけど、非常に、最近、施設経営というか、施設経営なのか、財産のところかで報告が多いんですよ。それは何かといったら、今までからすると、何か庁内的な動きが出てきているのか、その辺、含めて、というのは何かというと、普通だったらば、財産というのは、かなり後処理のほうなんですよ。だから、例えば、報告があったとしても、権利関係が計画的に終わった後、それから話が出てくるんなら話は分かるんですけど、もう組合のこの段階から話が来るというのは、どういうような庁内的な役割分担になっているのか、お答えください。

○小林財産管理担当課長 以前にもご指摘いただいたかと思うんですけれども、まちづくり部と財産管理のほうでは常に情報共有を密にして、区有地のある再開発については検討を進めているところになります。最近、財産のほうから報告が多いというのは、別に他意があるものではなく、通常のご報告を差し上げているところではあるんですけども、各再開発事業が進捗して、これから権利変換であったりとか、組合の設立の認可とか、そういった動きが出てくる、そういう段階にあるので、報告も多くなってきてるのかなというふうには思ってはいるんですけども、急に、ここで、この権利がこうなりましたというご報告をするのも突然過ぎてご理解いただけないかなと思いますので、開発の上流の段階から少しづつご説明をして、権利変換のときにはご納得いただいた上で、ご議論いただけるような、そういうご報告させていただきたいなというふうに思っていますので、引き続き、よろしくお願いいいたします。

○はやお副委員長 そういうことならあれなんですけど、やっぱり、今までと動きが違うと、何か意図があるのかなと思っちゃうのが習性なんですね。というのは、今までそういうときになると、報告しましたよというところが、基本的には、今までですよ、今までには、意外と執行側というのはあまり報告したがらないんですよ。それが、報告が多いときというのは、何らかの動きがあるときに報告があるんですね。だから、特に、こここのところについて、非常に権利関係に微妙な話もあるわけです。例えば、外神田一丁目計画というのは、僕は何度も言っていますよ、同意率がまだ3分の2以上行っていないと。それは民間だけなら行っています。だけども、実際、国のほうの権利のほうからしたら、都、区、国、このあれを分母に入れると、3分の2に達していないんですよ。だから、どうするんだという話があって、じゃあ、そこでやって、強引にやつたらば、結局は3分の2にも満たないで反対が出ているにもかかわらず、これについては、嫌がっている人たちから財産を収用することにもなっちゃうよという微妙な話も入っているわけですよ。という話の中からいうんだったら、権利関係だったら、それを説明しなくちゃいけないんですよ、財産のほうからしたら。こういう危険がありますよ。下手したら、憲法上も、抵触する可能性もあるんですよ。私有財産を収用するというのを自ら我々がやるということにもつな

がりますから、そういうポイントならポイントで分かるんです。

だから、そのところを、いま一つ、どういう視点においてこんな話になっているのか。今まで、企画総務といったら、政策経営部と、そしてまた、まちづくり部が一緒だから、そういうところについての連携が同時にあっても、取り回しも利いたんでしょうけど、あえて、今、分離していますから。この辺の役割をもう一度、ただいきなりというのから変わったというか、少し多いと思うので、そこをもう一度丁寧に説明いただけますか。

○夏目財産管理担当部長 ご質問ありがとうございます。

まちづくり、公共施設、区有施設が入っている、再開発のエリアに入っている再開発事業というのが最近は増えている。過去は、そういった案件は、これ、庁内の中での役割分担ですけども、環境まちづくり部が庁内の調整も含めて対応していたという経緯があります。今ご報告した案件、富士見から九段、外神田、神田錦町、飯田橋もありますけども、こういったものも、過去、環境まちづくり部が中心に調整をしてきたものから、だんだん役割分担を整理してきて、政策経営部のほうで地権者としての役割をちゃんと担っていって、地権者としての庁内調整をするというふうにだんだんシフトをしてきているところです。ですので、外神田の案件はかなり古い、実際はスタートが古いので、環境まちづくり部が現在も中心になって担っているところはありますが、その後の富士見二丁目、九段南一丁目、その辺になると、徐々に政策経営部のほうで庁内調整なり、再開発組合とのやり取りなりの役割を果たすウエートが増えてきているというところです。

なぜ、こういったものを最近頻繁にというか、まめに出すようになってきたかといいますと、やはり区有施設が今あって、あるいはあったところで、今後再開発に伴って、床に替わっていく。じゃあ、その区有施設を、今までのものをそこに入れのか、新たな機能をそこに加えていくのかというところを、やはり議会の皆様のほうにも報告しながら、意見を頂きながら決めていかなきゃいけないという、それが意図です。さらに言うと、再開発のスケジュールというのがなかなか区だけではコントロールできるものではなくて、時間が、事業としてはよくないかもしれませんが伸びる分には、我々としては検討期間ができるんですが、やっぱり再開発事業ですので、スケジュールが決まっていたり、急に期限が示されたりすることもありますので、そういうリスクもある中で、区民の財産をきちんと検討の上、しっかり入れていくためには、できる限り、こういった機会で報告をしていきたいということで、最近はこういった報告をしているところです。

○はやお副委員長 はい、分かりました。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 いいよ。いいよ。そういう説明してくれりやいいんだよ。

○岩佐委員長 ほかに何かこの件について、質疑ございますか。（発言する者多数あり）

大丈夫ですか。大丈夫ですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（2）区有地を含む市街地再開発事業の進捗状況についての質疑を終了いたします。

次に、（3）令和7年度千代田区防災フェスタについて、理事者からの説明を求めます。

○山下災害対策・危機管理課長 それでは、政策経営部資料4に基づきまして、令和7年

度千代田区防災フェスタについて報告をいたします。

まず、1、開催日時・会場等でございますが、日時は9月28日日曜日、会場は日比谷公園、日比谷図書文化館でございました。

目的といたしましては、1点目が災対課が例年行っております避難所防災訓練については、参加者の多くが町会を中心としたご高齢の方々であり、区の防災普及啓発を町会に属していない人たち、そして、長期的な視点からも、子ども及び子育て世帯をメインターゲットとするイベントを開催いたしました。そして、2点目でございますが、今年の4月にリリースした防災アプリのインストールを促し、災害発生時の情報難民ゼロを目指しました。

続きまして、項番2の来場者数でございますが、来場者は約6,000人でございます。また、アンケートによって、その3割、約2,000人が区民と想定しております。

項番3、主な内容でございます。防災ステージでは、子どもに人気のパウ・パトロールによる防災知識を学べる出し物を実施いたしました。（2）の防災ストリートでは、関係機関及び企業による防災に関する取組等のブースを約30展開いたしました。（3）防災パークでは、消防による防災体験や煙体験ほかを行いました。そして、（4）の防災フードでございますが、能登半島地震の際に支援を行ったキッチンカーを展開いたしました。そして、次のページに移りまして、（5）のその他でございますが、区内小学生の防災絵画の展示であったり、（6）のところ、再活用物資の配布を行いました。

続いて、4の出展者でございますが、約40者が資料にあるとおりでございます。

（1）が防災関係機関等々、公共機関でございます。指定公共機関と呼ばれるところがほとんどでございます。そして、（2）ですが、区の防災関係企業ということで、帰宅困難者受入協定を締結している企業を3社お呼びいたしました。そして、（3）の防災関係企業でございますが、これはイベント委託会社とも協力いたしまして呼んだところでございます。民間の方々でございます。そして、最後の（4）その他でございますが、姉妹都市である群馬県の嬬恋村であったり、秋田県の五城目町等々を呼んだところでございます。

そして、項番5の防災アプリの啓発実績でございます。1日で669件ございました。参考値としては、1日平均のダウンロード数としては24件ございます。

そして、アンケートは、別紙のとおりでございますが、ざっくりまとめて申し上げますと、参加者のほとんどが40代までの若い世代、これらが約8割を占めて、また、区民の割合は30%でございます。アンケートを取るまでもないほど親子連れが多く、子育て世代に伝わるコンテンツを用意できたと考えております。

全体といたしましては、子ども・子育て世代の多くに防災意識を持ってもらうきっかけを与えられたと考えており、また、アプリの登録数も多く、事業目的を達成できたと考えております。

報告は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

この件についての質疑を受けます。

○のざわ委員 私も参加させていただいて、非常に好評で、すばらしいなと思ったんですが、まずは、今後、これは、私、個人的には継続的にされてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 そうですね。まだ来年度予算は確定しておらないのですが、来年度も実施したいと考えております。

○のざわ委員 あと、ここを回らせていただく中で、やはり自助、防災は自助のお食事とか飲み水とか、いろいろお手洗い、おトイレとか、自助について啓発をしてほしいという、参加のいろんな企業の方々等からの声がまずあったのと、あと、もう一つ、ちょっと個別になりますけれども、マンションかどうかで自家発電みたいな、災害の訓練をしていただくというのも啓発していただきたいという、今、二つだけ覚えているんですが、そういうことに対する今後のお考えはいかがでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 のざわ委員のおっしゃる自助というのは、やはり災害対応として非常に重要な部分でございますので、様々な手法で、自助をいかに浸透させていくかというのはやっていきたいと思います。

また、マンションの非常用発電機についてでございますが、東京都が一部で補助金をやっておるのは把握しておりますが、区といたしましては、現状では、災対課としては特にやっておりません。

○岩佐委員長 のざわ委員、よろしいですか。

○のざわ委員 大丈夫です。

○岩佐委員長 はい。

ほかにこの防災フェスタの件について。

○はやお副委員長 私も、これに参加させていただいて、すごい人がたくさんいらっしゃったということで、成功だと思います。でも、やっぱり、何かといったら、次年度やることについて、決して否定的なことではないんですけども、やはり、そのところの数字的、そして、だから、定性的、定量的な検証を踏まえた上で、結論を言っていただきたいと思います。というのは、やはり地域防災力の向上を目指すといって、子ども世代といっていたときに、確かに今の数が出た。じゃあ、達成したから終わりでいいじゃねえかという考え方もあるわけですよ、逆に言うと。だから、そこで継続する理由を、成果とともにさらに増やさなくちゃいけない理由をきちんと明確にしていかないと、この事業評価がされていかないことですから、そのところについては、どういうふうに考えている。まあ、アプリのほうも、インストールも伸びたということも非常に結構なことだと思います。だから、その辺のところも踏まえて、どういうふうに考えているか、いま一度、ただ、いや、成功だ、成功だ、だから、来年つなげるというんじゃ、ちょっと、今後、厳しい財政になったときの視点になってくると思いますから、そのところをお答えいただきたい。

○山下災害対策・危機管理課長 来年度以降につきましては、区民の皆様にさらにフォーカスした内容をお届けしたいと考えております。具体的に申し上げますと、在宅避難について、高層マンション等々が多い我が区でございますので、そういった中で、在宅避難がいかに大事かというのを特定のブースできちんと伝えていきたいというのが1点。

あと、帰宅困難者対策についてでございます。我が区の特徴をきちんと——特徴といいますか、戸間区民が非常に多うございますので、それに対して、帰宅困難者対策というものをしっかりとお示ししたいと。具体的に申し上げますと、東京都がつくった帰宅困難者対策オペレーションシステムというのがあるんですが、その周知がやはりまだまだ不十分というところがございますので、これは、東京都の総合防災部と協力しながら、このイ

ベントの中でしっかりと伝えていければと思っております。

そして、最後に、もう一点、避難所の防災訓練についてでございますが、避難所の防災訓練というのが、以前も申し上げたかと思うんですが、避難所運営協議会という町会の方たちが中心になってやっておりまして、一般区民に届いていないという課題がございますので、避難所の防災訓練というのはこういうものだよみたいなものを、この防災フェスタでお伝えして、そして、避難所の防災訓練、実際の防災訓練に、町会にも属していないような区民の皆様を巻き込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。田中委員。

○田中委員 ご説明ありがとうございました。私も参加させていただいて、お天気もよかったです、大変多くの方がいらっしゃっていたのは確認しております。

こちらのアンケートのところ、結果なんですけれども、1の基本情報の2の居住地のところで、先ほど課長のほうから戸間区民の方というお話が出たんですけれども、この区外の方が、括弧で都内か都外かというところは分けていただいているんですけども、この区外の方々が戸間区民の方々なのかどうかというのも知れたらいいんじゃないかなと思ったんですね。帰宅困難者対策とかがその方たちに響くのかどうかということも含めて、と思いました。

あと、効果検証について、先ほどアプリのダウンロード数が669でしたか、というのがあったんですけれども、それ以外の効果検証の項目というのはどうに設けられているんでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 まず1点目、戸間区民かどうかというアンケート項目の追加につきましては検討したいと思います。確かに千代田区に勤務している方がいるかどうかというのも、貴重な情報になると思います。

それと、続いての効果検証の部分でございますが、そのほかのアンケートの部分で、意識・行動の変化、行動変容を促したかどうかみたいな部分をもって、効果判定としたいと考えております。

○岩佐委員長 いいですか。

○田中委員 はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかに何かご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、（3）令和7年度千代田区防災フェスタについての質疑を終了し、日程3、報告事項を終わります。

日程4、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 なし。ありませんですね。

執行機関から何かございますか。

○小菅企画課長 それでは、私のほうから、情報リテラシーに関する取組について、口頭で恐れ入りますけれども、情報提供させていただきたいと思います。

本日18時20分から、区役所4階で人権講習会がございます。SNS時代の人権をテーマに、情報リテラシーの意見交換会にも参画いただいております国際大学の山口氏が講師としてご講演されます。情報リテラシーにつきましては、普及啓発が非常に重要であり、講演会のテーマとも関係性がございますので、講習会の冒頭に、区長と山口先生のトークセッション、15分程度になるんですけれども、考えているところでございます。トークセッションのほうでは、課題認識ですとか、第2回の意見交換会で出た意見、どういった取組が考えられるのかといったところになります。

なお、11月17日に第2回情報リテラシーに関する意見交換会を実施しておりますけれども、その際の内容、あるいは今後の対応などにつきましては、改めて当委員会のほうでご報告させていただきたいというふうに考えております。本日は情報提供といったところになります。

以上です。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

情報リテラシーについて、ご意見、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 大丈夫ですかね。ありがとうございます。

ほかに何か、その他ございますか。

○前田財政課長 それでは、政策経営部参考資料をご覧いただいてよろしいでしょうか。

本件につきましては、11月7日の当委員会にてお話を頂きました案件でございます。補助金制度の概要及び実績について、ご説明をさせていただきます。資料がボリュームございますので、ポイントを絞ってのご説明となることをご容赦いただきたく存じます。

項番1、補助金でございますけれども、区が個人や団体等の行う特定の事務に対しまして、公益上必要があると認めた場合、その事業目的達成のため、交付する金銭でございます。根拠につきましては、地方自治法の規定のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的としたしまして、千代田区の補助金等交付規則を制定しているところでございます。

項番2、補助金の分類でございます。記載のとおり、四つの分類がございます。

項番3、令和6年度の団体等への補助金支給実績でございます。延べ交付団体でございますので、一つの団体が複数の実績あるものもございます。分類ごとの実績は記載のとおりでございまして、合計は、記載なくて恐縮でございますけれども、1,329件という状況でございます。

続きまして、本日、令和3年10月の予算・決算特別委員会にて提出しております資料を、参考資料として、その後ろに添付をさせていただいているところでございます。

補助金の取扱い検討に係る経緯等を整理したものとなってございます。

初めに、（仮称）補助金交付基準の策定についての資料でございます。

本件につきましては、4行目に記載をさせていただいてございますが、かねてから議会や監査等によりまして、様々にご指摘を頂戴しております。詳細な説明は割愛させていただきますが、補助金の目的・意義を改めて整理いたしまして、補助金の適正な執行を図

るために策定をすることとしてございます。

項番1、補助金のあり方の経緯でございます。平成24年度から支給実績の公表を開始するために、補助金の使途確認等の見直しに関する基本方針を策定してございます。

別添にして資料をつけさせていただいてございますけれども、こちらは、区としまして、補助金の使途確認等に際し、公平性、公正性、客観性の確保、団体補助から事業補助への見直し等、記載の基本方針の下、見直しをすべく、その基本方針として整理したものでございます。

次に、平成25年度でございます。平成25年度からは、先ほどの基本方針による見直しの進捗状況の調査、これを開始してございまして、その状況を整理したものでございます。

続きまして、平成26年度でございます。補助金につきまして、様々な観点から改めて目的・意義を整理するに当たりまして、第三者の立場から記載の意見を聴取する場といたしまして、検討会を設置してございます。平成27年3月に、その内容を取りまとめた意見書の提出を受けてございます。意見書の概要といたしましては、大きく四つ、補助金の役割、補助金交付の視点、補助金交付基準、ガイドラインですね、補助金事業の改善のための具体的手法、こちらがございまして、交付の視点でございますけれども、基本的視点としまして、公益性や必要性、公正性等、補助的視点といたしましては、有効性・効果性等、ご意見を頂戴しているところでございます。そして、こうした視点を、具現化すべく、補助交付基準（ガイドライン）について、ご意見を頂戴しているところでございます。

平成27年度でございます。検討会の意見書を踏まえまして、情報公開の推進、交付基準策定等に着手をしているといった状況でございます。

次のページ、項番2ではその策定のイメージを、項番3では構成（案）を記載しているところでございます。

最後となりますけれども、現状につきまして、口頭にてご説明をさせていただきます。

改めまして、この間、本補助金に関しまして、議会にご報告しなければならない中、検討が長引いていることをおわび申し上げます。とりわけ、交付金の基準、補助金事業改善のための具体的手法として、判定・評価シートにつきまして、お示ししていく必要があると認識してございまして、引き続き、内部検討、手を動かしてまいりたいというふうに考えてございます。できるだけ早くご報告できるように、努めてまいります。

ご報告は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

この件について。

○はやお副委員長 今日のところは、ここのところについて、あんまり細かくやり取りするつもりもない、また、今、試行的にやっているということなので、その辺が整理されたところでということなんですが、かなりあり方検討会の中で整理がされてきたと。こここのところでいうところについての、私が一番心配しているのは、どうのこうのということではなくて、こういう考え方方が整理されていると。こういうことを基準にしながら、一部、今後、新たな補助金を考えるに際して、今後は、こういうものを考え方のベースにして、増やすにしても、減らすにしてもやっていくということでよろしいのか、そのところをお答えいただきたい。

○前田財政課長 現在、この交付基準案ということで、内部では試行的に運用しているといった状況でございます。これらを、今現在の、これまでの間も、新規拡充事業のものにつきまして、その状況等を踏まえて、案に合っているかどうかというのは、適宜、確認をさせていただいているところでございます。引き続きそうした形で運用していきたいと思いつつも、確立して、この基準をお出ししていくということも必要かというふうに考えてございます。いずれにいたしましても、これ、今後出てくるものにつきまして、適正な執行ができるように、対応策を図っていきたいというふうに考えてございます。

○はやお副委員長 最後。

はっきり言いますけど、この前のときに、祭礼についての話が出てきていると。それを否定するものではない。あんまり、ただ、ここの基準をやって、運用が硬直化することでもないと思っています。でも、やはり、せっかくまとめたことですから、公平性、透明性というこの観点から、その整理がされることを期待して、そして、今後の、進めるに当たって、この制度の在り方が明確になっていない中で、例えば新しいものが補助金制度として提案されるということになると、執行機関のほうの責任の中でとなりますけども、本来であれば、我々は議事機関、議決機関でありますから、そのところの十分な丁寧な説明の中から進めていただきたいと思いますけれども、この辺の動きについては、いかがかということだけ確認して、終わりにさせていただきます。

○前田財政課長 現段階で確約して、これを策定するというところの断言までは申し上げることはできませんが、いずれにいたしましても、適正に運用ができるように、ご報告ができるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 はい。田中委員。

○田中委員 国のほうでも、今、片山財務大臣の下、補助金制度の見直し、日本版DOG Eみたいな効率化省というような動きがあって、そちらですと、SNSも含めた意見を出してくださいということでやっているんですけども、本区においても、そういう動きはいかがかなという、ますご質問ですね。

あとは、これは、千代田区の区役所のみの規定なのか、千代田区が助成をしている外郭団体も含めたところに派生するものなのかというところをお聞かせください。

○前田財政課長 ただいま2点、ご質問、ご指摘を賜ったところでございます。

まず1点目につきましては、様々、他自治体も含めてですけれども、国も含めてですけれども、そういった動きにつきましては注視をさせていただきまして、私どもとして検討すべきところは検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、2点目のところ、外郭団体は入っているかという形なんですけれども、こちらは、社会福祉協議会であるとか、そういった団体とか含めて入ってございます。いずれにしても、そういった入っている形で、全体的に種別の整理であるとか性質別整理といったものを全体的にしているといったところでございます。

○田中委員 分かりました。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○田中委員 はい。

○岩佐委員長 この補助金の基準というのは、もうう側にとっても、本当にもうう側を守るための基準でもあるので、ちょっと整い次第、またすぐにご報告いただきたいと思いま

す。

ほかに何か質疑、じゃなかった。報告、その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ないですね。はい。

それでは、最後に、日程5、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。

閉会中といえども、委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、本日は、この程度をもちまして、閉会といたします。お疲れさまでした。

午後3時04分閉会